

第2期 田布施町  
子ども・子育て  
支援事業計画



令和2年3月  
田布施町



## はじめに

子どもは、地域の希望であり、未来そのものです。

次代の社会を担う子どもが親や家庭の愛情のみならず、地域社会の見守りや支援の中で目を輝かせ、夢や希望を持って成長する姿は未来の田布施をつくる原動力となります。

しかしながら、近年、依然として人口減少、少子高齢化が進んでおり、核家族化による家族形態の変化や地域とのつながりの希薄化等により、子育てに対する支援や協力が受けにくい状況にある中で、子育てによる経済的な負担、子育てと仕事とのバラン

ス、子どもの心身の健康等不安や孤立感を抱えたまま子育てをしている家庭は少なくありません。この状況がさらに少子化の進行や児童虐待に影響を及ぼすことも懸念されます。もはや、子育て世帯だけの問題ではなく、地域全体の問題として子育て支援に取り組まなければなりません。

このような状況に歯止めをかけ、子育て世帯における負担や不安を和らげ、安心して子育てができるよう行政や地域全体で支援をしていくことが不可欠となります。

田布施町では、子育て世帯を取り巻く状況や子ども・子育て支援のニーズを踏まえ、安心して子どもを産み育て、子どもの成長を地域全体で育み喜びあうことのできる環境の整備を目標に、「子どもの笑顔と元気を地域のみんなが支える田布施」を基本理念とし、「第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

次代を担う世代から田布施町に住みたい、住み続けたいと選ばれる、活気あふれるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました田布施町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

田布施町長 東 浩二





# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の性格・位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 策定の方法	7

## 第2章 田布施町の子どもを取り巻く現状

1 人口構成	11
2 家庭の状況	13
3 女性の就業状況	16

## 第3章 第1期計画の評価

1 第1期計画の基本目標別の取り組みと評価	19
2 子育て支援全般の評価	36

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	41
2 基本理念	42
3 計画の基本目標	43
4 計画の体系	44

## 第5章 計画の取り組み

基本目標1 子どもの豊かな育ちを支える体制づくり	47
基本目標2 子育てを支える体制づくり	50
基本目標3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり	57
基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり	61

---

## 第6章 量の見込みと確保方策

- 1 提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・ 67
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・・ 69

---

## 第7章 計画の推進

- 1 地域との協働体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 2 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 3 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

---

## 資料

- 1 田布施町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・ 83
- 2 田布施町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・ 85
- 3 子ども・子育て支援法（抜粋）・・・・・・・・ 86

## 第1章

# 計画策定にあたって





## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

わが国においては、急速な少子・高齢化の進行や労働力人口の減少が社会や経済に大きな影響を与えています。このような社会情勢の中、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就労環境の変化に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもが地域で健やかに成長するよう、社会全体で支援していくことが求められます。

国においては、平成24年8月に制定した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度のもと、質の高い幼児期の教育・保育の提供や待機児童の解消、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

本町においては、平成27年3月に「田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔と元気を地域みんなが支える 田布施」を基本理念として、家庭、地域、保育・教育機関、企業、行政が協働し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

しかし、平成30年の出生数は大きく減少しており、この度実施した子ども・子育て支援に関するアンケート調査においては、「田布施町は子育てがしやすいと思う」割合は約6割にとどまっています。

このような子どもや子育てをめぐる社会情勢の変化や田布施町の状況を踏まえ、未来の田布施町をつくる存在である子どもが笑顔で健やかに成長できるよう、また、子育て家庭が「田布施町は子育てがしやすい」と感じることができるよう、「第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域が一体となった子ども・子育て支援の取り組みの更なる充実を図ります。

## [参考：国の動向]

### ア 待機児童解消加速化プラン

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童解消のための取り組みをさらに加速化させるため、平成 25 年に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、待機児童解消に取り組む地方自治体に対してその取り組みを全面的に支援することが示され、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに約 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされました。

### イ 少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年に『少子化危機突破』のための提案』が取りまとめられ、「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」を「少子化危機突破のための緊急対策」の柱として打ち出し、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・育児の切れ目のない支援の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。

### ウ 放課後子ども総合プラン

平成 26 年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することを目指すこととされました。

### エ 地方創生

『東京一極集中』の是正、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本とし、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、日本の人口・経済の長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後 5 年間の目標や基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

### オ 新たな少子化社会対策大綱

平成 27 年に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「子育て支援策の一層の充実」、「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」、「多子世帯への一層の配慮」、「男女の働き方改革」、「地域の実情に即した取組強化」の5つの重点課題が設けられました。

### カ ニッポン一億総活躍プラン

平成 28 年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策が掲げられました。

### キ 働き方改革実行計画

平成 29 年に「働き方改革実行計画」が策定され、時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等を目指すこととされました。

### ク 子育て安心プラン

平成 29 年に「子育て安心プラン」が公表され、令和 4 年度末までに女性就業率 80% にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとされました。また、「新しい経済政策パッケージ」では、約 32 万人分の保育の受け皿の整備を令和 2 年度末までに前倒しすることとされました。

### ケ 人づくり革命

平成 30 年に「人づくり革命 基本構想」が策定され、内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に盛り込まれました。幼児教育の無償化について、令和元年からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等が示されました。

### コ 新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブについて、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備し、令和 5 年度末までに約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。

### サ 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。



## 2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」として、本町が今後進めていく子育て支援施策、少子化対策の方向性や目標を総合的に定める計画です。

### 【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第2項】

#### 第9条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び対び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 本計画は、上位計画である「第5次田布施町総合計画」、「第2次田布施町地域福祉計画」、関係計画である「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「田布施町健康増進計画」、「田布施町障がい者計画（第5期）」、「第3次田布施町男女共同参画プラン」等との整合を図り策定しました。
- 「第2期山口県子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り策定しました。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
田布施町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 田布施町子ども・子育て支援事業計画				

### 4 策定の方法

#### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

計画の策定にあたっては、町民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	就学前児童がいる世帯	小学生児童がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法	
調査方法	郵送法	
対象数	443	580
有効回答数	252	312
有効回収率	56.9%	53.8%

#### (2) 策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い関係者の参画による施策の展開と町民の声が十分に反映されることを目的に、町民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「田布施町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図り、策定しました。



## 第2章

## 田布施町の子どもを取り巻く現状





## 第2章 田布施町の子どもを取り巻く現状

### 1 人口構成

- 国勢調査による人口は、平成7年から平成17年にかけては横ばいの状況にありましたが、平成22年以降減少しています。
- 国勢調査による平成27年の14歳以下の年少人口は1,875人であり、平成7年と比較すると23.3%減少しています。
- 15～64歳の生産年齢人口割合は、低下傾向にあります。

【表】年齢3階級別人口・構成比の推移

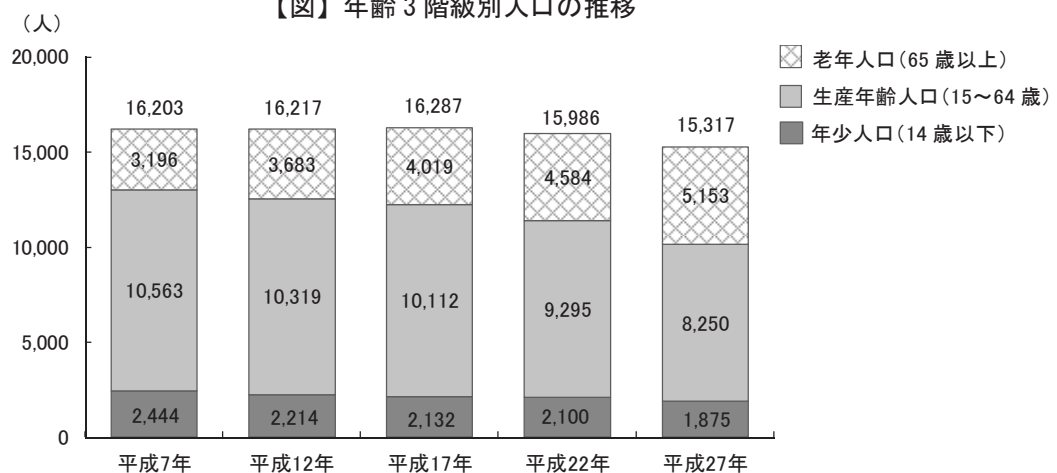
単位：人

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	16,203	16,217	16,287	15,986	15,317
年少人口 (14歳以下)	2,444 15.1%	2,214 13.7%	2,132 13.1%	2,100 13.1%	1,875 12.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	10,563 65.2%	10,319 63.6%	10,112 62.2%	9,295 58.2%	8,250 54.0%
老年人口 (65歳以上)	3,196 19.7%	3,683 22.7%	4,019 24.7%	4,584 28.7%	5,153 33.7%

注) 総人口には年齢不詳人口を含む。下段は、総人口(年齢不詳を含まない)に占める割合

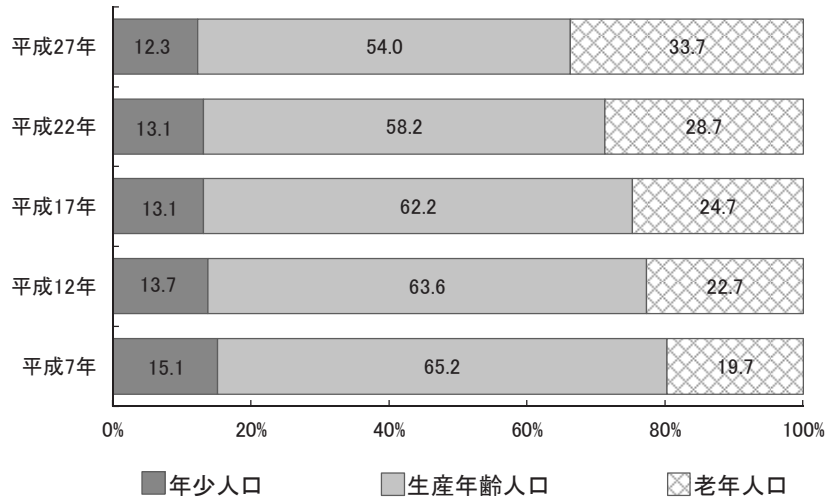
資料：国勢調査

【図】年齢3階級別人口の推移



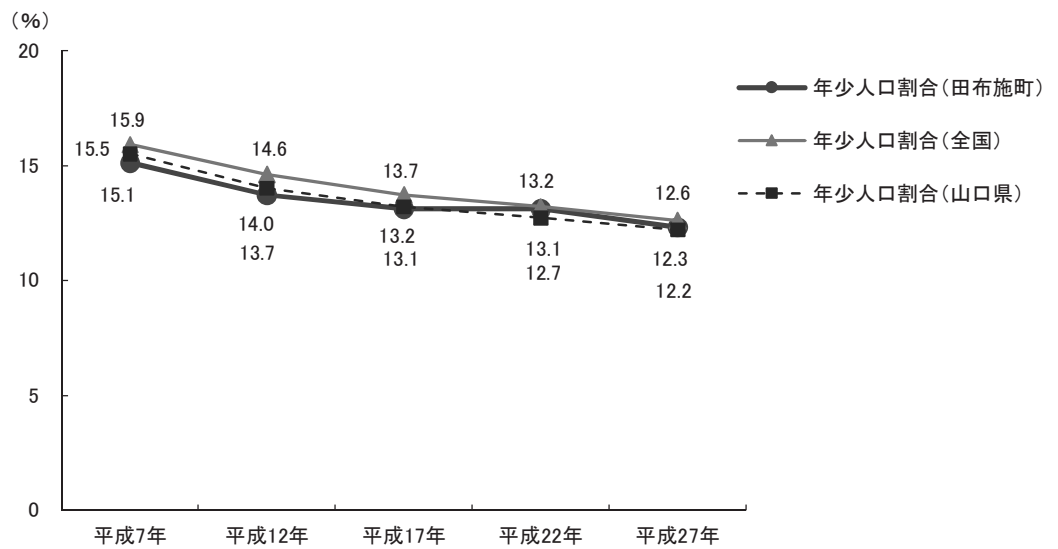
資料：国勢調査

【図】年齢3階級別人口割合の推移



資料：国勢調査

【図】年少人口割合の推移（全国・山口県との比較）



資料：国勢調査



## 2 家庭の状況

### (1) 世帯の推移

- 国勢調査による家族類型別の一般世帯数は、単独世帯が大きく増加しており、その他の親族世帯が減少しています。

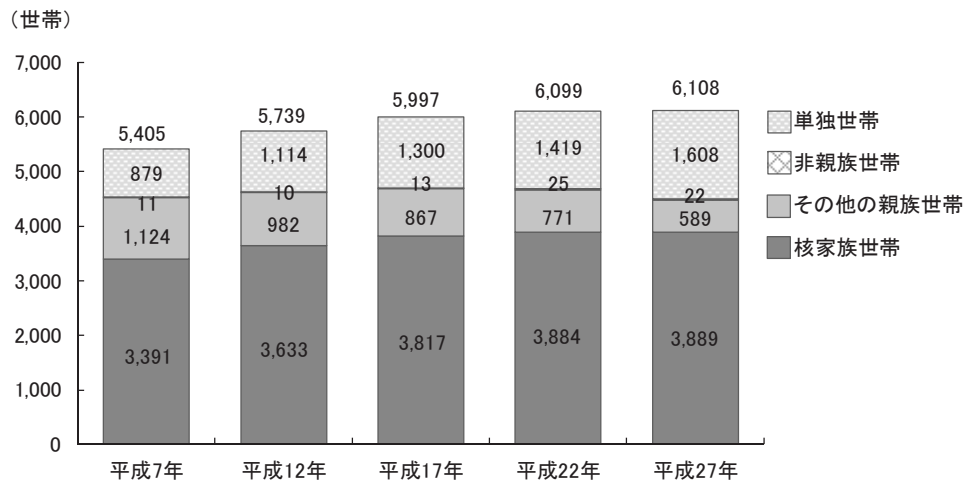
【表】 家族類型別一般世帯数・構成比の推移

単位：世帯

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
一般世帯	5,405	5,739	5,997	6,099	6,108	
親族世帯	核家族世帯	3,391 62.7%	3,633 63.3%	3,817 63.6%	3,884 63.7%	3,889 63.7%
	その他の親族世帯	1,124 20.8%	982 17.1%	867 14.5%	771 12.6%	589 9.6%
非親族世帯	11 0.2%	10 0.2%	13 0.2%	25 0.4%	22 0.4%	
単独世帯	879 16.3%	1,114 19.4%	1,300 21.7%	1,419 23.3%	1,608 26.3%	

注) 下段は、一般世帯数に占める割合  
資料：国勢調査

【図】 家族類型別一般世帯数の推移

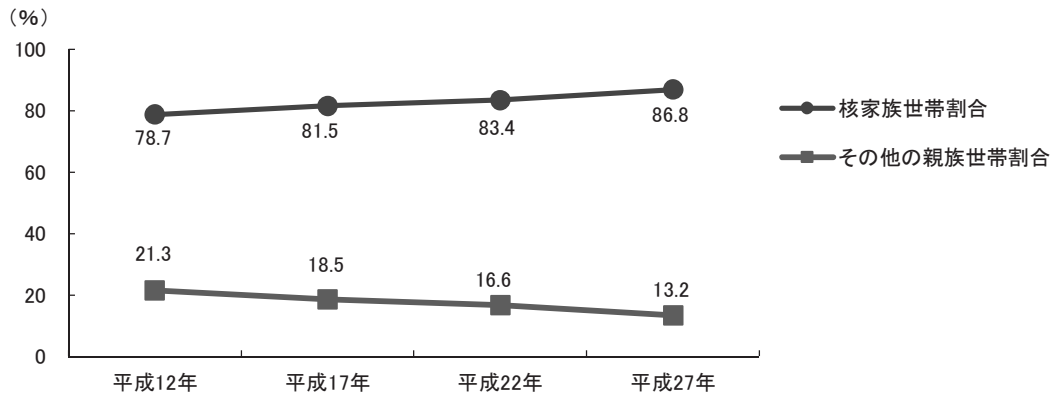


資料：国勢調査

- 一般世帯 : 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない)
- 単独世帯 : 世帯員が1人の世帯
- 核家族世帯 : 夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯  
(男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む)
- その他の親族世帯 : 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
- 非親族世帯 : 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

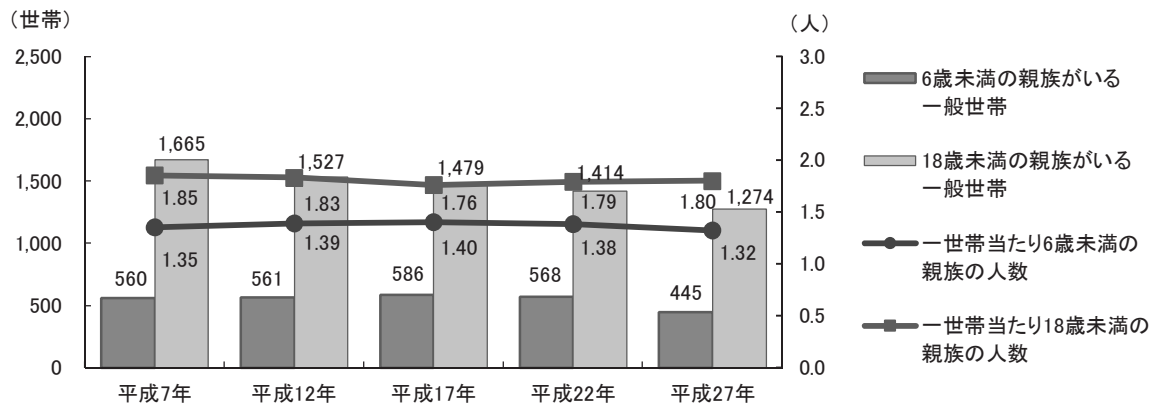
- 親族世帯のうち、核家族世帯の占める割合が上昇傾向にあります。

【図】親族世帯に占める核家族世帯・その他の親族世帯の割合



- 6歳未満の親族がいる一般世帯数と、18歳未満の親族がいる一般世帯数はともに減少しています。

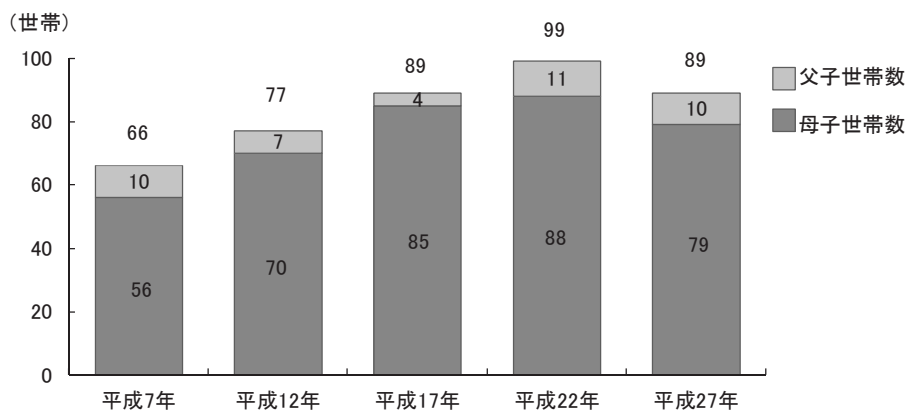
【図】一世帯当たりの子どもの数の推移



資料：国勢調査

- 母子・父子世帯数は平成7年から平成22年まで増加していましたが、平成27年で減少しています。

【図】母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

(2) 出生の動向

- 人口動態統計調査による出生数・出生率(人口 1,000 対)は平成 22 年から平成 24 年にかけて横ばいとなっていました、平成 25 年に大きく減少し、平成 27 年、平成 29 年に増加したものの、平成 30 年で再び大きく減少しています。

【表】出生数・出生率の推移

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数(件)	110	93	101	88	88	93	79	84	71
出生率	1.44	1.41	1.44	1.18	1.29	1.45	1.20	1.40	1.18

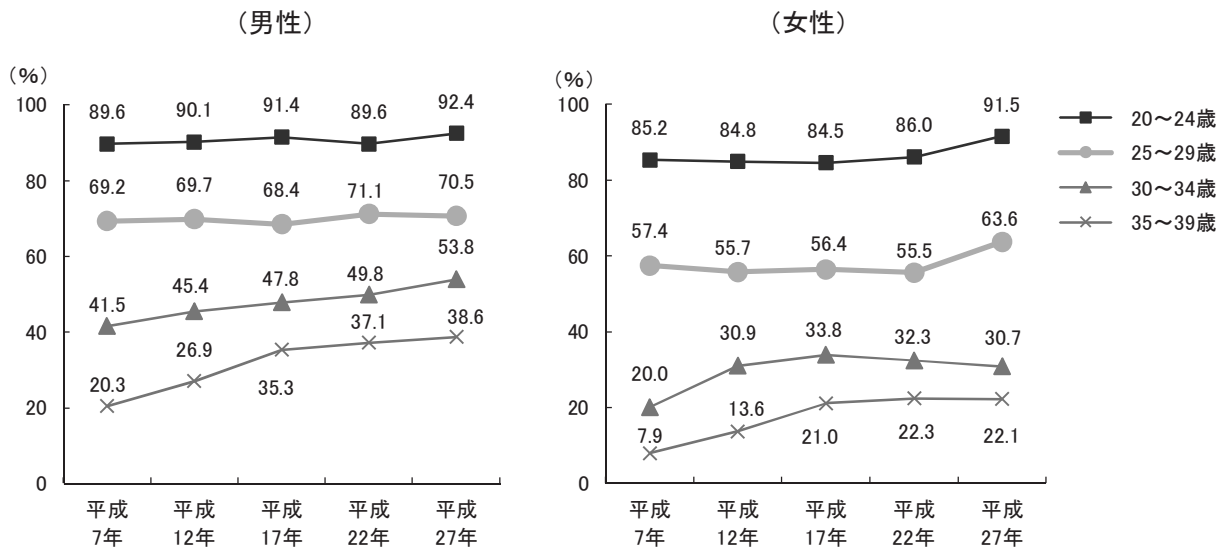
注) 出生率=人口 1,000 人当たりの、1 年間の出生数の割合

資料：人口動態統計調査(厚生労働省)

(3) 婚姻の動向

- 国勢調査による未婚率は、男性では 20~24 歳、30~39 歳まで、女性では 20~29 歳までで上昇しています。
- 未婚率は、男女ともに、35~39 歳で平成 27 年と平成 7 年を比較すると、10 ポイント以上上昇しています。

【図】未婚率の推移



資料：国勢調査

### 3 女性の就業状況

- 平成 27 年の国勢調査による本町の女性の年齢別労働力率は、25～29 歳では 79.2%であるのが、出産や子育てを行う 30～34 歳で 71.2%に落ち込み、その後、上昇し、40～44 歳では 80.1%となっています。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます。
- 一方、30～34 歳の労働力率は、平成 7 年は 56.3%であったのに対し、平成 27 年は 71.2%と、その落ち込みは緩やかになっており、子育て世代の女性が就労するケースが多くなっていることが考えられます。

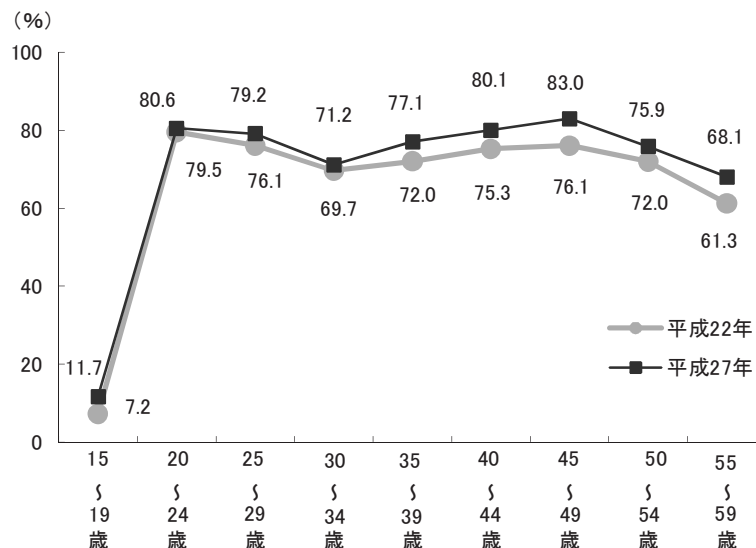
【表】女性の年齢別労働力率の推移

単位：%

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年 (山口県)	平成 27 年 (全国)
15～19 歳	13.3	10.8	12.7	7.2	11.7	14.4	14.7
20～24 歳	79.7	80.6	78.6	79.5	80.6	71.6	69.5
25～29 歳	67.5	68.6	70.9	76.1	79.2	77.8	81.4
30～34 歳	56.3	64.8	67.2	69.7	71.2	71.3	73.5
35～39 歳	68.0	66.7	66.4	72.0	77.1	73.5	72.7
40～44 歳	70.4	75.2	71.7	75.3	80.1	78.1	76.0
45～49 歳	74.8	71.6	79.1	76.1	83.0	80.2	77.9
50～54 歳	68.2	64.6	69.0	72.0	75.9	77.9	76.2
55～59 歳	52.7	54.7	59.2	61.3	68.1	69.6	69.4

資料：国勢調査

【図】女性の年齢別労働力率（平成 22 年・平成 27 年）



資料：国勢調査

## 第3章

## 第1期計画の評価





## 第3章 第1期計画の評価

### 1 第1期計画の基本目標別の取り組みと評価

#### (1) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくり

##### ①就学前の教育・保育の充実

###### 主な取り組み

- 幼保小中の連携を基に、幼稚園・保育所訪問を行い、5歳児相談につなげています。
- 町窓口において、利用者支援事業を実施し、教育・保育等の子育て支援事業の利用にあたっての情報提供、相談を行いました。

【表】幼稚園園児数の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
私立幼稚園	箇所数	2	2	2	2
	人数	203	167	177	161

資料：田布施町

【表】保育所の状況

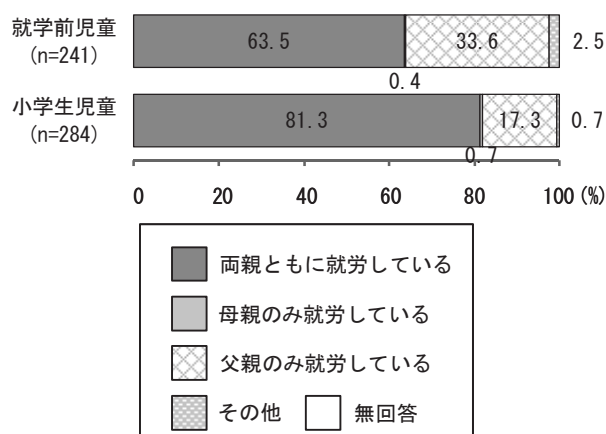
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数		5	5	5	4
利用児童数		302	296	284	291
利用定員数	0歳	13	23	21	24
	1・2歳	128	128	114	102
	3-5歳	259	259	245	234

資料：田布施町

###### アンケートの結果

- 「両親ともに就労している」との回答割合は就学前児童で63.5%、小学生児童で81.3%となっています。

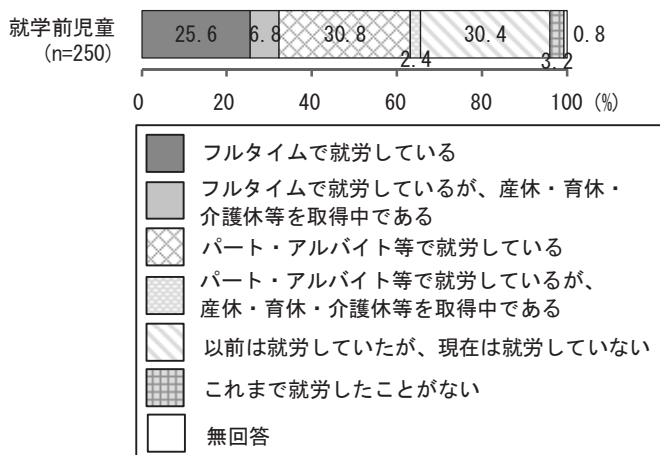
【図】両親の就労状況



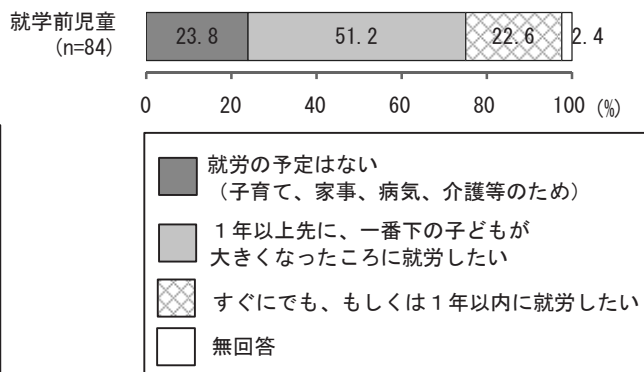
\* アンケート結果のグラフ中の「n」は、設問の回答者数を表しています。

- 母親の就労している割合は、就学前児童で65.6%であり、就労していない母親のうち、すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい割合は22.6%となっています。

【図】母親の就労状況（就学前児童）

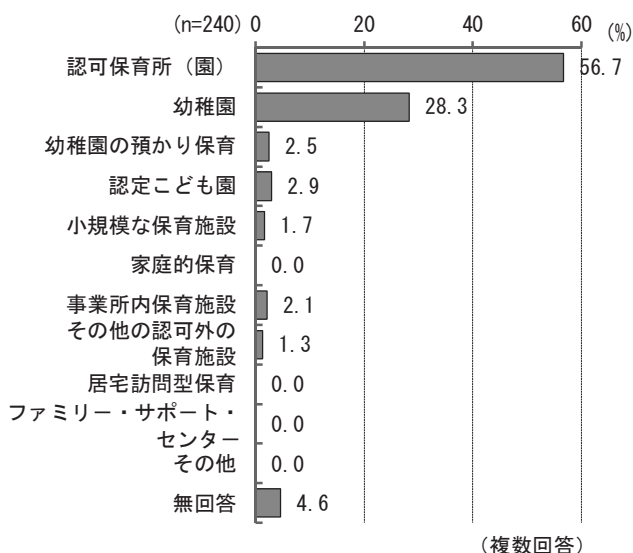


【図】母親の就労希望（就学前児童）

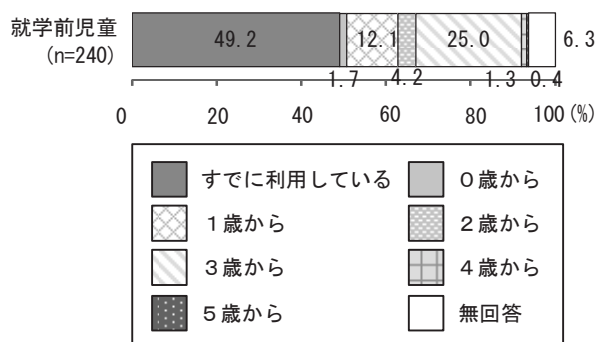


- 就学前児童の保育所の利用希望は56.7%、幼稚園の利用希望は28.3%となっています。
- 教育・保育の利用を希望する子どもの年齢について、0歳からが1.7%、1歳からが12.1%であり、低年齢児から利用を希望する家庭があります。

【図】保育所・幼稚園などの利用希望（就学前児童）

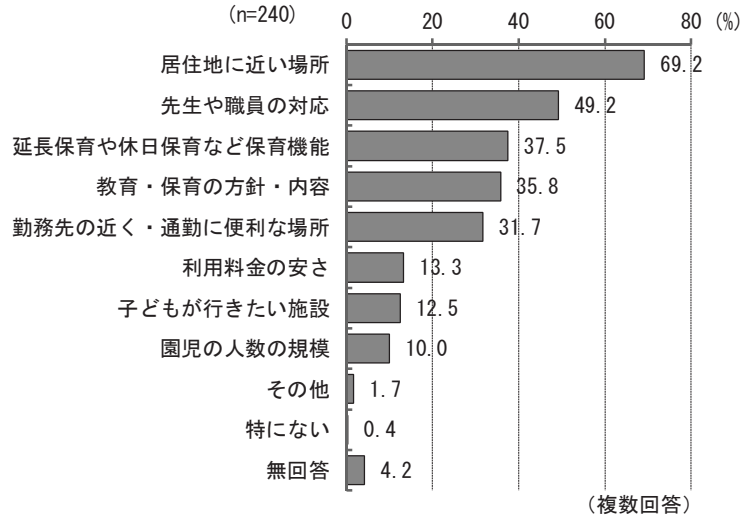


【図】利用を希望する子どもの年齢（教育・保育事業の利用を希望している家庭）



- 就学前児童の教育・保育事業所を選ぶ時に重視することについて、「居住地に近い場所」との回答が69.2%と最も高く、次いで「先生や職員の対応」(49.2%)、「延長保育や休日保育など保育機能」(37.5%)などの順となっています。

【図】教育・保育事業所を選ぶ時に重視すること（就学前児童）



## ②生きる力を育む教育の充実

### 主な取り組み

- 平成30年度末時点で小学校4校中3校、中学校1校中1校で放課後子ども教室を実施しました。
- 毎年、幼児・小学生対象の水泳教室や小学生対象の卓球教室など様々なスポーツ教室を開催しており、指導を通じて世代を超えた交流を行っています。

【表】放課後子ども教室の実施状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所	箇所数	8	7	7	8
利用者実人数	人数	403	473	367	388

資料：田布施町

【表】教育相談体制の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スクール カウンセラー	配置 学校	1	1	1	1

資料：田布施町

【表】地域の活動団体の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スポーツ少年団 活動	開催 回数	3	3	3	3
	延参加 者数	525	510	485	470

資料：田布施町

【表】地域の体験学習の状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふるさと体験学習	延参加者数	181	153	170	273
自然とのふれあい事業	延参加者数	691	553	680	768
地域交流事業	延参加者数	1,260	1,090	1,338	1,749
スポーツ教室	開催回数	8	8	13	13
	延参加者数	224	240	303	338

資料：田布施町

### ③次代の親の育成

#### 主な取り組み

- 地域の人材を活用し、学習支援ボランティアで授業に入ってもらするなど、地域交流を促進しています。

【表】若者の就労意識の向上

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中学生・高校生の就業体験活動	実施学校数	1	1	1	1

資料：田布施町

【表】地域の次代を担う意識づくり

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校における地域交流事業	実施学校数	5	5	5	5

資料：田布施町

#### 評価と課題

- 教育・保育の提供について、潜在的な利用意向や教育・保育の無償化による動向を踏まえ、ニーズに対応した提供体制の整備が必要です。

## (2) 健やかに成長するための環境づくり

## ①子どもと母親の健康づくりへの支援の充実

## 主な取り組み

- 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行っていくため、子育て世代包括支援センターを開設し、情報収集や関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- 母子健康手帳交付時や電話などにより、妊婦健康相談を実施してきました。
- 乳幼児健康診査の実施により、乳幼児の疾病などの早期発見・予防や保護者への育児支援を行ってきました。高い受診率を維持してきており、未受診者については、再通知、電話、訪問での受診勧奨を行ってきました。
- 乳児のいる家庭について、保健師と母子保健推進員で全戸を訪問し、すべての乳児に支援を行っています。必要に応じて育児相談につなげています。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭にヘルパーを派遣し、支援を図ることにより、子どもの衣食住の安定、確保を行っています。
- 育児相談などを実施し、就学前児童の健康や発達、育児に関する支援を行ってきました。
- 両親学級をパパママセミナーに改め、妊婦とそのパートナーが参加しやすいよう土曜日に実施し、育児支援を行うことができました。
- 令和元年度より離乳食教室の対象者月齢を8～9か月から6～7か月へ変更し、離乳食について継続的な支援が行えるようになりました。
- 柳井圏域の市町で休日の2次医療体制を整備するとともに、救急医療の適正利用について教室・相談時に啓発しました。

【表】妊婦一般健康診査の受診状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦一般健康診査(1回目)	受診率	100.0	100.0	98.7	100.0
妊婦一般健康診査(8回目)	受診率	98.9	98.7	100.0	100.0

資料：田布施町

【表】乳幼児健診の受診状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1か月児	受診率	100.0	100.0	100.0	100.0
3か月児	受診率	100.0	98.9	98.7	98.7
7か月児	受診率	98.8	98.9	98.7	98.9
1歳6か月児	受診率	97.9	97.6	97.8	95.0
3歳児	受診率	98.0	97.1	98.9	99.0

資料：田布施町

【表】フッ素洗口の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
フッ素洗口の実施	箇所数	4	4	4	4

資料：田布施町

【表】訪問事業の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児家庭全戸 訪問事業	件数	81	96	73	76

資料：田布施町

【表】養育支援訪問事業の状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延訪問回数		0	0	67	0

資料：田布施町

【表】育児に関する講習等の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
育児相談	参加 組数	135	170	295	314
パパママセミナー	参加 人数	35	29	39	21
離乳食教室	参加 組数	38	41	33	33

資料：田布施町

【表】子どもを取り巻く有害環境対策の推進状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
青少年健全育成 町民会議総会	開催 回数	1	1	1	1

資料：田布施町

【表】小児医療体制の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
休日夜間 応急診療所	箇所数	1	1	1	1
小児救急医療 確保支援事業	箇所数	1	1	1	1

資料：田布施町

【表】保健センター開放日の利用状況

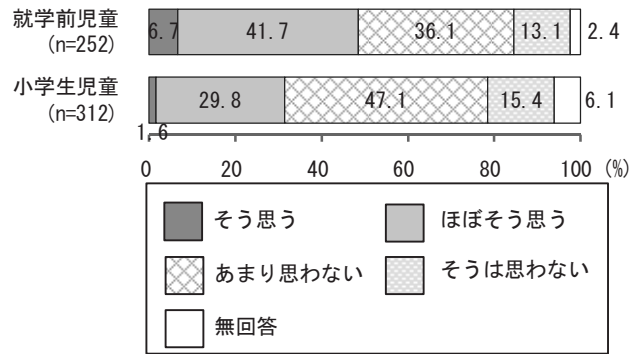
区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用者数	人数	288	252	404	496

資料：田布施町

**アンケートの結果**

- 子どもの健康づくりを支援する体制が『充実していると思う』（「そう思う」と「ほぼそう思う」を合わせた割合）との回答は就学前児童で48.4%、小学生児童で31.4%となっています。

【図】子どもの健康づくりを支援する体制の充実度



②障がいのある子どもと家庭への支援

**主な取り組み**

- 保健師や地域コーディネーター、相談機関と連携し、早期の就学相談を行うことで、スムーズな就学支援が行われています。

【表】障がいがある児童への支援の状況

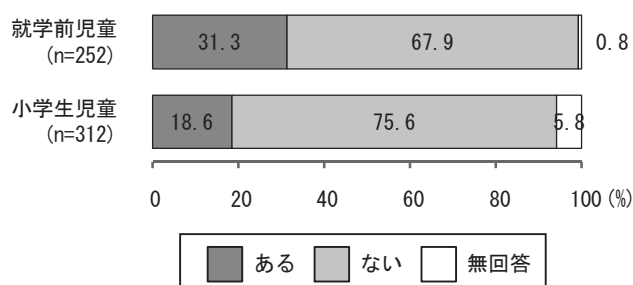
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害児保育	施設数	5	5	5	4
特別児童扶養手当	受給者数	24	27	25	26
障害児福祉手当(県)	受給者数	8	7	9	8
特別支援教育	実施件数	18 (小16、中2)	21 (小16、中5)	32 (小22、中10)	35 (小26、中9)

資料：田布施町

**アンケートの結果**

- 子どもの病気や発育、発達について不安がある保護者は就学前児童で31.3%、小学生児童で18.6%となっています。

【図】子どもの病気や発育、発達について不安の有無



### ③子どもの人権を守る環境づくり

#### 主な取り組み

- 要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童に対して必要に応じてケース会議を開催し、支援につなぐことができました。
- 育児相談や健康診査など、あらゆる機会をとらえて乳幼児・児童虐待の早期発見を図り、関係機関と連携して支援が必要な家庭の情報共有を行いました。

【表】児童虐待に関する状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
虐待に関する相談	件数	0	6	12	5

資料：田布施町

### ④子どもが安心して暮らせる環境づくり

#### 主な取り組み

- 子どもたちが安全・快適に利用できる公園を確保するため、平成 28 年度に業者による公園点検を実施し、その結果に基づき、毎年度修繕を実施しています。
- 田布施防犯パトロール隊が各地域の児童の登下校の見守りを行っています。

【表】子どもの安全の確保の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交通安全教室	開催回数	0	0	0	0
	延参加者数	0	0	0	0
防犯灯設置事業	新設件数	12	20	9	12
子ども 110 番の指定	指定件数	105	105	106	103

資料：田布施町





**評価と課題**

- 就学前児童において、子育てに関する悩みとして、子どもの病気や発育・発達に関することを挙げる割合が3割を超えているため、子育て世代包括支援センターや関係部署が情報を共有し、健康や発達に関する相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいの早期発見や適切な養育、発達段階に応じて自立するために必要な教育上の支援など、安心して生活を送るための総合的な支援の充実を図る必要があります。
- 虐待の可能性がある家庭や子どもに対し、適切な支援や指導が行えるよう関係機関の連携体制の強化を図るとともに、虐待防止に向けた町民への啓発が必要です。
- 子どもを事故や犯罪から守るため、関係機関・団体、地域住民と連携を強化し、地域全体で子どもを見守る体制づくりを一層推進するとともに、子どもと子育て家庭が安心して生活できる地域の環境整備が必要です。
- 充実を望む支援として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」が上位に挙げられているため、今後、子育て家庭が暮らしやすく、社会の様々な場に参加することができるよう、子ども連れの家庭が活動しやすい環境の整備が必要です。

(3) 子育てを支える体制づくり

① 子育てを支援する事業の充実

**主な取り組み**

- 地域子育て支援拠点事業を委託により実施し、身近な地域で、子育て家庭が交流する場の提供や子育てに関する相談を行っています。

【表】地域子育て支援拠点事業の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者延人数	1,316	1,474	1,645	1,336

資料：田布施町

【表】子育て短期支援事業の実施状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	箇所数	0	0	0	0
延利用者数	人数	0	0	0	0

資料：田布施町

【表】ファミリー・サポート・センターの実施状況

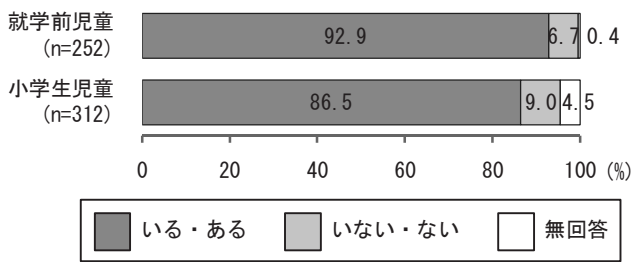
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録会員数	人数	120	104	98	106
延利用件数	件数	28	69	262	327

資料：田布施町

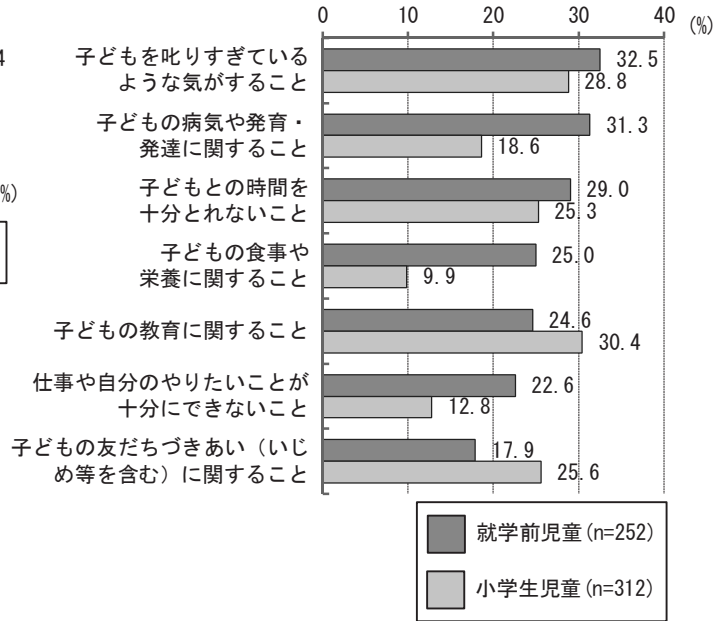
## アンケートの結果

- 子育てをする上で気軽に相談できる人や相談できる場所がない保護者は、就学前児童で6.7%、小学生児童で9.0%となっています。
- 困っていること、悩んでいることについて、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がすること」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」、小学生児童では「子どもの教育に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」との回答が上位となっています。

【図】相談相手（場所）の有無



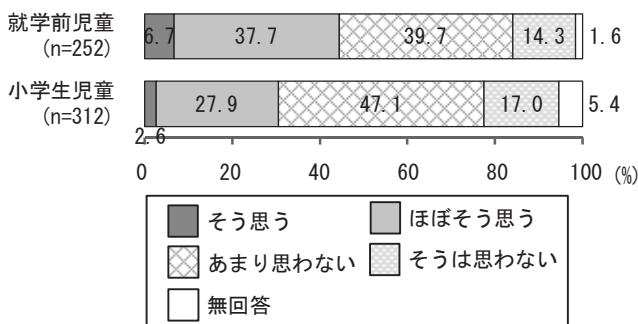
【図】困っていること、悩んでいること～上位7項目～



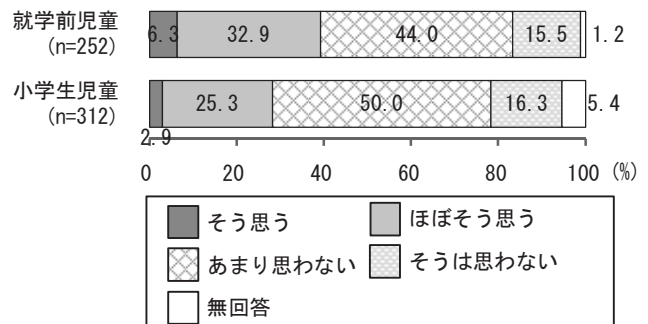
(複数回答)

- 町内の子育てに関する相談体制について『充実している』（「そう思う」+「ほぼそう思う」）と感じている保護者は、就学前児童で44.4%、小学生児童で30.5%となっています。
- 町内の子育てに関する情報提供体制について『充実している』と感じている保護者は、就学前児童で39.2%、小学生児童で28.2%となっています。

【図】子育てに関する相談体制についての充実度

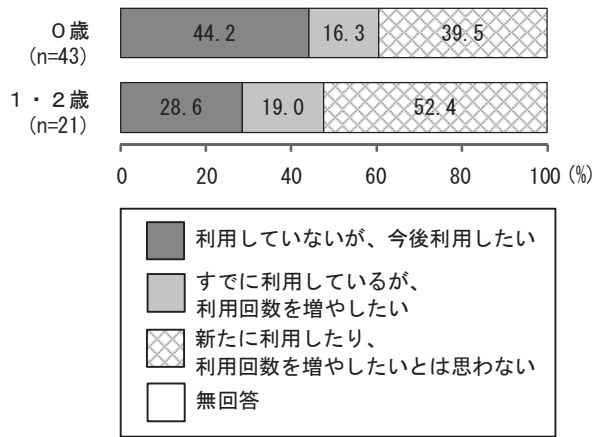


【図】情報提供体制についての充実度



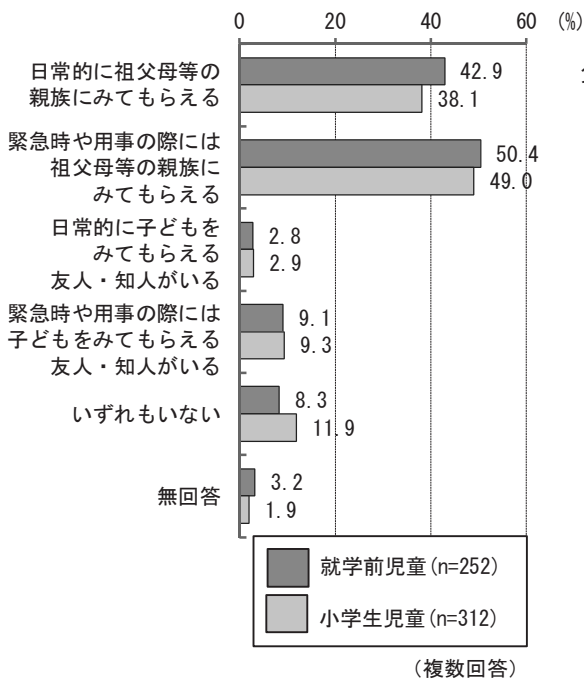
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用意向がある割合は、年齢が低いほど高くなっています。

【図】 地域子育て支援拠点事業の利用意向（年齢別）

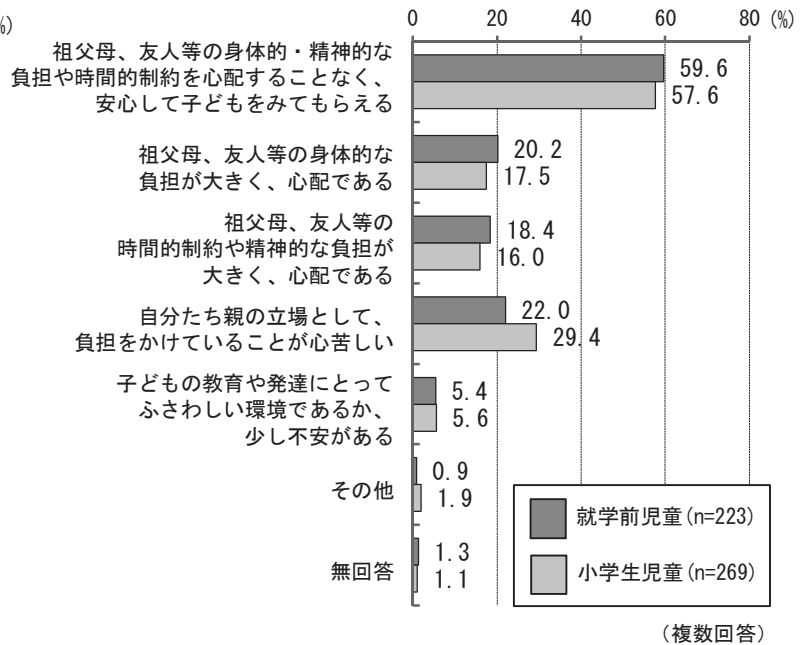


- 子どもを日常的、緊急時にみてる人がいる世帯は、就学前児童で88.5%、小学生児童で86.2%となっています。
- 子どもをみてもらっている状況について、みてる人がいても約4割の世帯が、預ける相手の身体的、精神的な負担を心配したり、心苦しく感じたりしています。

【図】 日ごろ子どもをみてもらえる人の有無



【図】 子どもをみてもらっている状況



## ②ひとり親家庭への自立支援

### 主な取り組み

- ひとり親家庭について、児童扶養手当支給時に、ハローワークと連携して就学相談を開催しています。
- 県と連携し、ひとり親家庭の学習支援や進学相談等、支援に取り組んでいます。
- 児童手当の支給やひとり親家庭、障がいのある子どもがいる家庭への手当の支給、医療費の助成など、経済的負担の軽減を図るための取り組みを行ってきました。
- 子育て支援に関する各関係機関が得た情報は、その都度共有し、多面的な支援が行えるように努めていますが、連携会議等の場の設置は行っていません。

【表】子育てにかかる経済的支援の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当 支給事業	受給者 数	127	116	117	112

資料：田布施町

## ③親の子育て力の向上への支援

### 主な取り組み

- 就学児健診などの機会を活用して、よりよい子育てやしつけについての講話や、保護者同士の子育てについての悩みや不安を解消するためのグループワークなどの講座を各小学校で開催しています。

【表】家庭教育に関する講座の実施状況

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	回数	4	4	4	4
延参加者数	人数	126	118	104	104

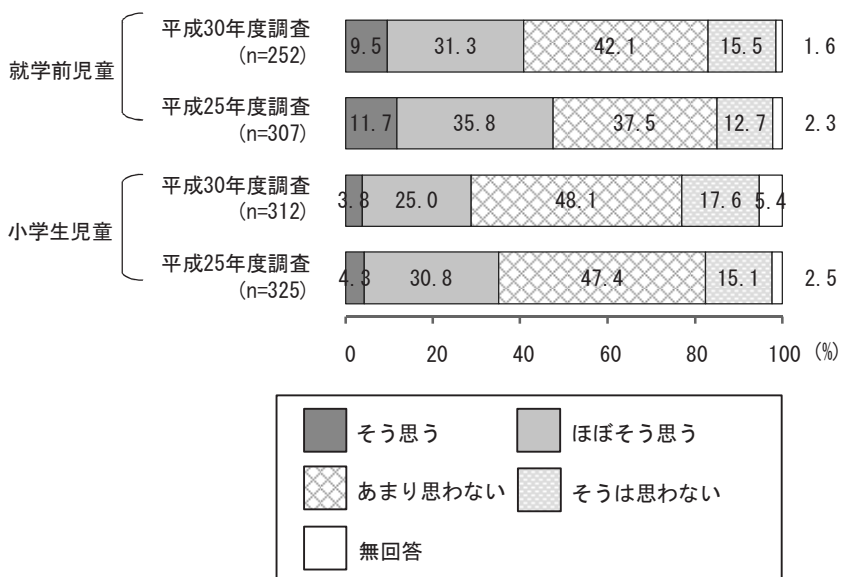
資料：田布施町



**アンケートの結果**

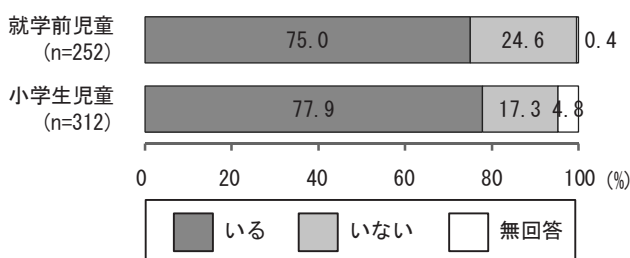
- 地域には子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所があると思っている保護者は、就学前児童で40.8%、小学生児童で28.8%であり、前回調査結果と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに低下しています。

【図】地域には子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所がある



- 子育て仲間が「いる」保護者は就学前児童で75.0%、小学生児童で77.9%となっています。

【図】子育て仲間の有無



④地域における子育て支援の充実

**主な取り組み**

- 各関係機関との連携を図り、情報共有を行い、多面的な支援が行えるように努めました。

【表】異年齢・世代間交流の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所地域活動事業	実施箇所数	3	3	3
	開催回数	47	47	47

資料：田布施町

## 評価と課題

- 経済的に困難な状況にある子どもや家庭等の個々の状況に応じた情報提供、支援が必要です。
- 問題を抱えているにもかかわらず、地域子育て支援拠点事業や相談の場等の支援につながっていない家庭を把握し、必要な支援につなぐ取り組みが重要です。
- 問題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるためには、子育てにかかわる地域の様々な機関、団体等の連携を強化することが必要です。
- 子どもの貧困対策に関する取り組みを踏まえ、家庭の状況に応じた支援を検討する必要があります。
- 育児に不安を感じる保護者が多く、親の成長を支援することが重要であるため、子育て講座や親育て講座、講演会の開催など、支援が必要な保護者を含め、多くの保護者が参加できる事業の充実を図る必要があります。

## (4) 仕事と子育てを両立させる社会づくり

### ① 保育サービスの充実

#### 主な取り組み

- 平成 29 年度までは保育所 5 か所で、平成 30 年度からはたぶせ第三保育園の閉園により 4 か所で就学前の保育の提供を行ってきましたが、待機児童は発生していません。
- 0 歳児の保育の拡充を図りました。
- 一時預かりを希望する家庭は多くなっていますが、必要な保護者が利用できる体制を整備できています。
- 新制度および旧制度幼稚園において、保育の必要性のある子どもの預かり保育を実施しています。
- 放課後児童クラブについて、平成 27 年度から対象児童を全学年に拡大するとともに、待機児童を解消するため、田布施西児童クラブ 2 組を開設しました。
- 放課後児童クラブの開所時間を 30 分繰り上げて 8 時開所を実施しました。
- 麻郷児童クラブ 2 組のスクールバス通所を利用状況に合わせた運用に変更し、利用しやすい環境を整備しました。
- 柳井市・平生町との共同事業として病後児保育所を開設し、光市・周南市及び広島広域圏域内で実施しています。
- ファミリー・サポート・センター事業において、平成 30 年度から依頼会員の児童の対象を中学 3 年生までに拡大して幅広く支援を実施しています。

【表】認可保育所（園）の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所数	5	5	5	4
定員数	400	410	380	360
在所児童数	302	296	284	291
0～2歳児童数	121	110	111	123
3～5歳児童数	181	186	173	168

資料：田布施町

【表】一時預かり事業（一般型）の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者延人数	46	78	46	30

資料：田布施町

【表】幼稚園の預かり保育事業の実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延利用者数	2,554	2,787	2,480	2,461

資料：田布施町

【表】放課後児童クラブの実施状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
クラブ	6	6	7	7
登録児童	163	178	182	180
1年生	60	50	58	48
2年生	54	58	47	53
3年生	35	46	42	38
その他	14	24	35	41

資料：田布施町

【表】病児・病後児保育の実施状況

①田布施町、柳井市、平生町の共同事業病後児保育所

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	-	1	1	1
延利用者数	-	13	53	9

資料：田布施町

②上記以外で実施された病児病後児事業

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1	0	1	2
延利用者数	2	0	26	35

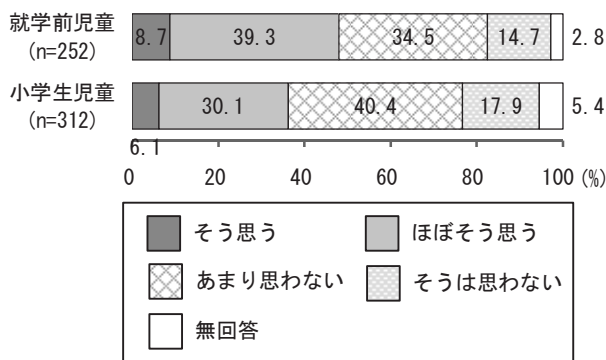
資料：田布施町



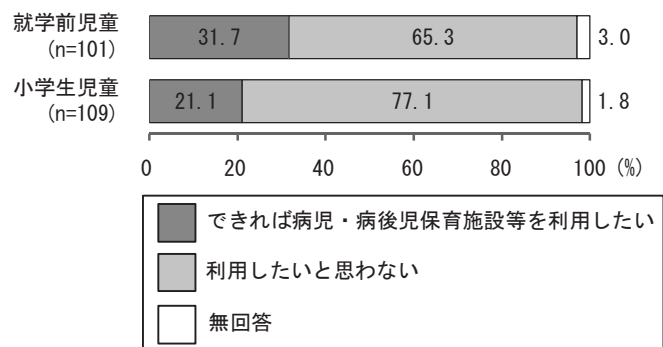
## アンケートの結果

- 仕事と子育てを両立する保育サービスが『充実していると思う』（「そう思う」+「ほぼそう思う」と感じている保護者は、就学前児童が48.0%、小学生児童が36.2%となっています。
- 子どもが病気やケガで両親が仕事を休んだ経験がある家庭のうち、就学前児童では31.7%、小学生児童では21.1%が病児・病後児保育施設等の利用意向があります。

【図】仕事と子育てを両立する保育サービスが充実していると思うか

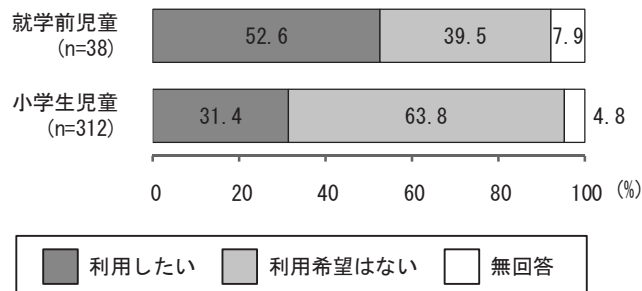


【図】病児・病後児保育施設等の利用意向（子どもの病気やケガで父親、母親が仕事を休んだ経験のある家庭）



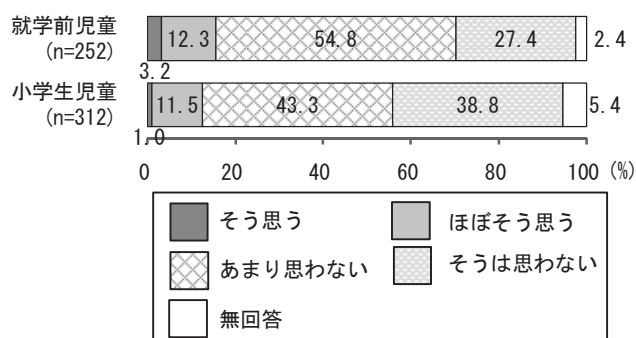
- 放課後児童クラブを「利用したい」と回答した保護者は就学前児童で52.6%、小学生児童で31.4%となっています。

【図】放課後児童クラブの利用希望



- 用事や病気、育児疲れの際の不定期に子どもを預けるサービスが『充実していると思う』（「そう思う」+「ほぼそう思う」と感じている保護者は、就学前児童が15.5%、小学生児童が12.5%となっています。

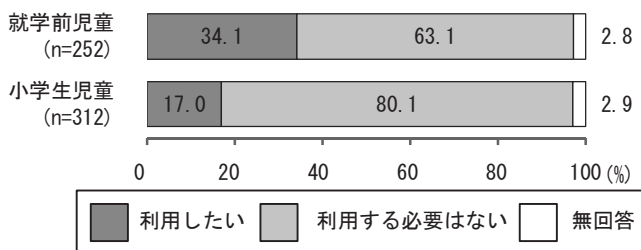
【図】不定期に子どもを預けるサービスが充実していると思うか



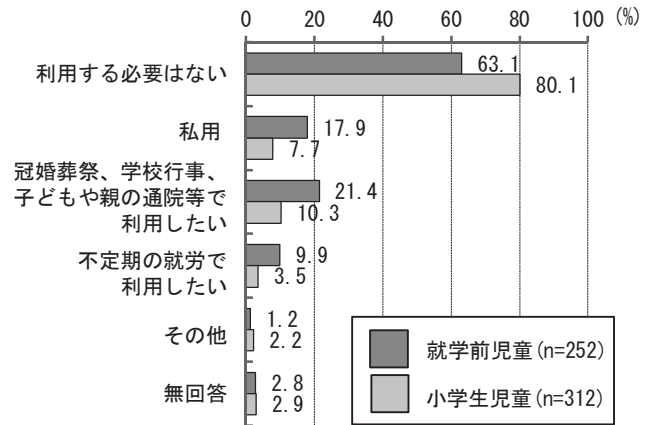


- 私用目的で子どもを預ける事業を「利用したい」と回答した保護者は、就学前児童で34.1%、小学生児童で17.0%となっています。利用したい目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」と回答した割合が高くなっています。

【図】私用目的で子どもを預ける事業の利用意向



【図】利用したい目的



(複数回答)

## ②ワーク・ライフ・バランスの推進

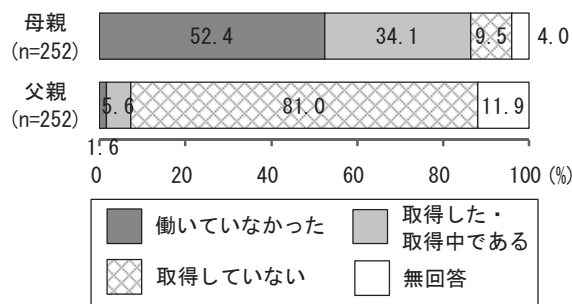
### 主な取り組み

- ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、家庭における男女共同参画の推進について、啓発を行いました。

### アンケートの結果

- 育児休業の取得状況について、「取得した・取得中である」割合が母親で34.1%あるのに対し、父親では5.6%となっています。

【図】育児休業の取得状況（就学前児童）



### 評価と課題

- 放課後児童クラブの定員の拡充を図ってきましたが、利用ニーズは高くなっており、潜在的な利用意向を踏まえ、提供体制の充実を図る必要があります。
- 保護者の就労形態の多様化に対応した保育の充実を図る必要があります。
- 女性活躍の推進や働き方改革など、社会情勢の変化により子育て支援に関する職場の環境も変わりつつありますが、十分に進んでいない状況もあるため、事業所に対する働きかけが必要です。

## 2 子育て支援全般の評価

### (1) 子育て支援への評価

本町においては、第1期計画に基づき、3歳未満児の保育、放課後児童クラブの拡充を図るとともに、子育て世代包括支援センター（<sup>にこにこ</sup>2525たびせ）の開設等、子ども・子育てを支援する取り組みの充実を図りました。

しかし、ニーズ調査の結果によると、「田布施町は子育てがしやすいまち」と評価する保護者の割合は、就学前児童、小学生児童ともに平成25年度の調査結果よりも低下しており、就学前児童では「子育てに関して不安や負担を感じる」保護者の割合も変わらない状況です。

特に、用事、病気や育児疲れの時に、子どもを預けることができるサービスに関する評価が1割台と低くなっています。

また、地域での仲間づくりの場の評価、小学生の子どもの健康づくりを支援する体制への評価が低下しているとともに、子育てについて気軽に相談できる人がいない・場所がない保護者の割合が上昇しています。

【表】 ニーズ調査評価項目結果

区 分		平成25年度 結果	平成30年度 結果	増減
田布施町は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	就学前児童	70.3	60.7	-9.7
	小学生児童	70.8	58.0	-12.7
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前児童	40.8	42.8	2.1
	小学生児童	42.4	36.5	-6.0
子育てについて気軽に相談できる人・場所がない(ない)保護者の割合	就学前児童	2.9	6.7	3.8
	小学生児童	4.6	9.0	4.4
相談体制が充実していると思う保護者の割合	就学前児童	43.6	44.4	0.8
	小学生児童	26.8	30.5	3.7
子どもや子育て支援に関する様々な情報提供が充実していると思う保護者の割合	就学前児童	40.1	39.2	-0.9
	小学生児童	27.4	28.2	0.8
子どもの健康づくりを支援する体制が充実していると思う保護者の割合	就学前児童	47.2	48.4	1.2
	小学生児童	38.8	31.4	-7.4
仕事と子育てを両立する保育事業が充実していると思う保護者の割合	就学前児童	42.0	48.0	6.0
	小学生児童	33.3	36.2	2.9
用事、病気や育児疲れの時に、子どもを預けることができるサービスが充実していると思う保護者の割合	就学前児童	17.9	15.5	-2.4
	小学生児童	12.9	12.5	-0.4
地域には子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所があると思う保護者の割合	就学前児童	47.5	40.8	-6.7
	小学生児童	35.1	28.8	-6.3

資料：ニーズ調査

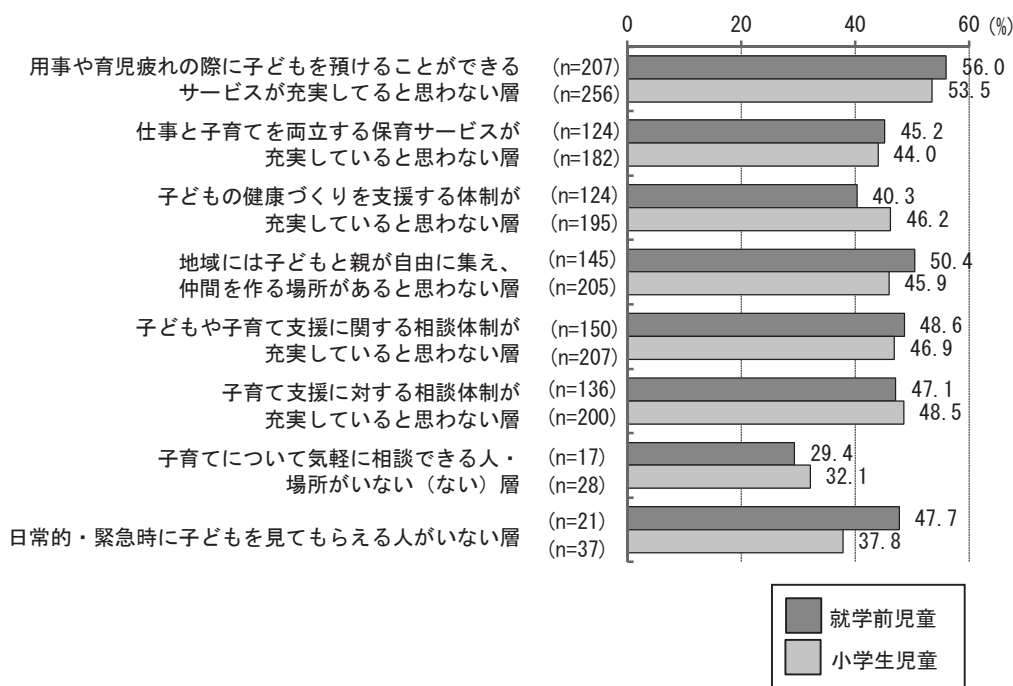
(2) 取り組むべき課題

「田布施町は子育てがしやすいまち」と評価する保護者の割合は、「子どもの健康づくりを支援する体制が充実していると思わない」層、「子育てについて気軽に相談できる人・場所がない(ない)」層、小学生児童の「日常的・緊急時に子どもをみてもらえる人がいない」層で特に低くなっています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子どもの健康や発達について身近に聞く人がいない状況があったり、発達障がい等の子どもの発達に不安を持つ保護者が多くなったりしていることから、新たに設置した子育て世代包括支援センター(2525たぶせ)についてすべての子育て家庭に身近な場となるよう周知し、出産から子育て期まで切れ目なく、子どもの発達や健康等についての相談や支援を行うことが必要です。

また、地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園、学校、医療機関等の連携を強化し、日々の子育てに対する支援、協力を得ることが難しい状況や、相談する相手や場所がない状況にある子育て家庭を把握し、適切な支援につなぐ体制が重要です。

【図】田布施町は子育てがしやすいまちと思う保護者の割合





## 第4章

## 計画の基本的な考え方



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な視点

子ども・子育て支援法の基本指針と整合を図り、次の5つの視点を基本とします。

#### 視点1 子どもの視点

すべての子どもは、生まれたときから、ひとりの人間としてその人格や個性が尊重されなければなりません。

このため、家族、地域から愛され、子どもの最善の利益が実現され、心豊かに、健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

#### 視点2 すべての子どもと子育て家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困などにより社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく支える取り組みを進めます。

#### 視点3 子ども・子育て支援を安定的に提供する視点

子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、結婚、妊娠・出産期から、学童期、青少年期も含め、子どものすべての発達段階に応じて、切れ目なく、地域における多様な子育て支援の提供を推進します。

#### 視点4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

本来、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とします。

しかし、社会情勢の変化の中で子育てが困難な状況を踏まえ、家庭、学校、園、地域のあらゆる団体や機関、事業者、町など地域が一体となり、子育て家庭に寄り添い、支え、子どもの健やかな成長とともに親の成長を支援します。

#### 視点5 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となり、未来の田布施町を担います。豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ち、子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

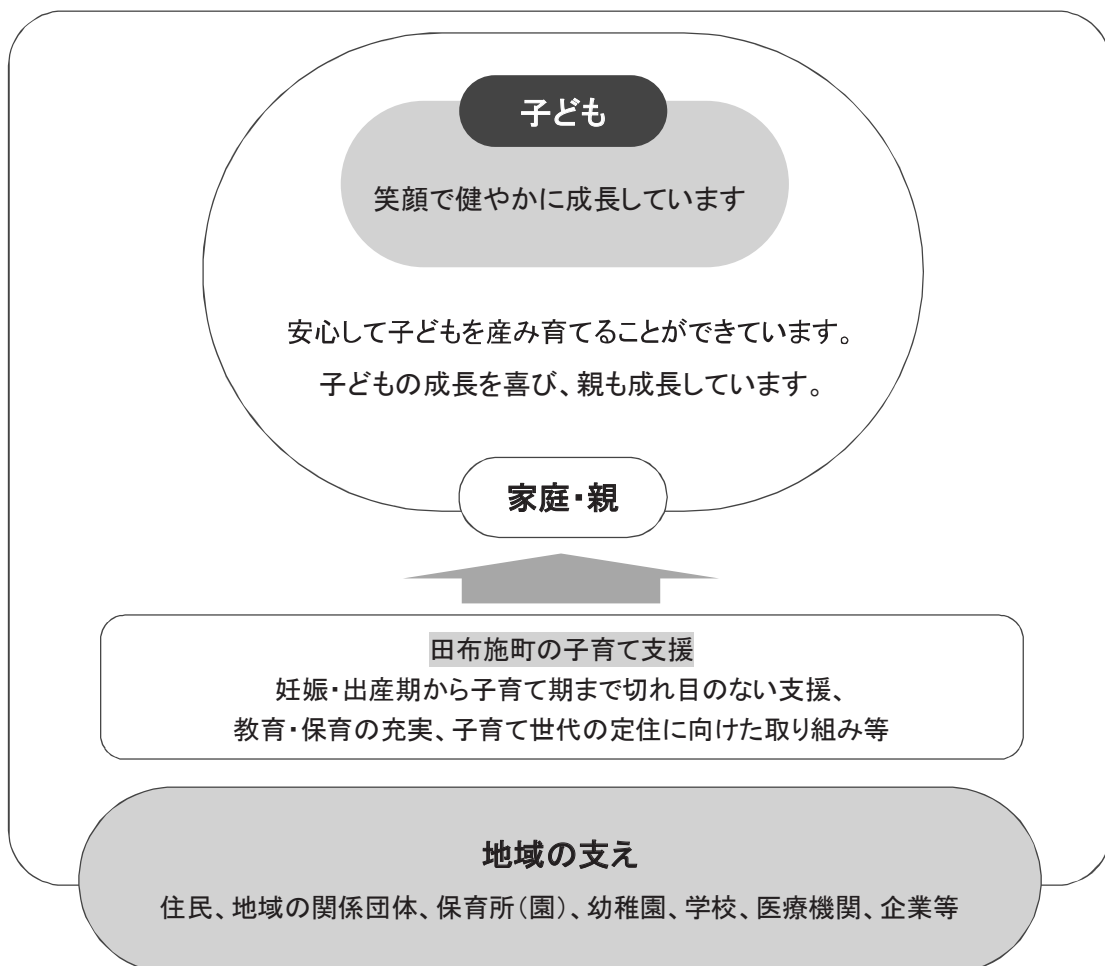
### 基本理念

# 子どもの笑顔と元気を 地域みんなが支える 田布施

未来の田布施町を担う子どもが、笑顔で健やかに成長することができるよう、地域みんなで子どもの育ちや子育てを支えるとともに、子どもの成長と笑顔が田布施の元気と未来につながるまちづくりを進めます。

また、子育てをする親が子どもの成長を喜び、安心して子どもを産み育てることができ、「田布施町は子育てがしやすいまち」と思えるよう、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援、教育・保育の充実、子育て世代の定住に向けた取り組み等、関係課が横断的に連携し、子育て支援の充実を図ります。

【図】田布施町のめざす姿のイメージ





### 3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて次の4つの基本目標を掲げ、町民、地域、行政、福祉・医療・保健・教育などの関係機関、企業の協働のもと、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 子どもの豊かな育ちを支える体制づくり

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、家庭の状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、すべての子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育が提供できる体制づくりを進めます。

また、田布施町の未来を担う子どもたちが生きる力を身に付けられるよう、地域で学ぶ環境づくりを進めます。

#### 基本目標2 子育てを支える体制づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、安全な妊娠・出産と子どもの健康づくりの支援、育児不安の軽減などを目的とした相談対応などの充実を図り、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。

また、親が子どもの成長を喜びながら子育てをし、自らも成長できるよう、身近な地域が寄り添い、支援するとともに、地域もまた、子どもの笑顔や成長により活性化するように、すべての子育て家庭が身近に感じることができる支援体制づくりを進めます。

#### 基本目標3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

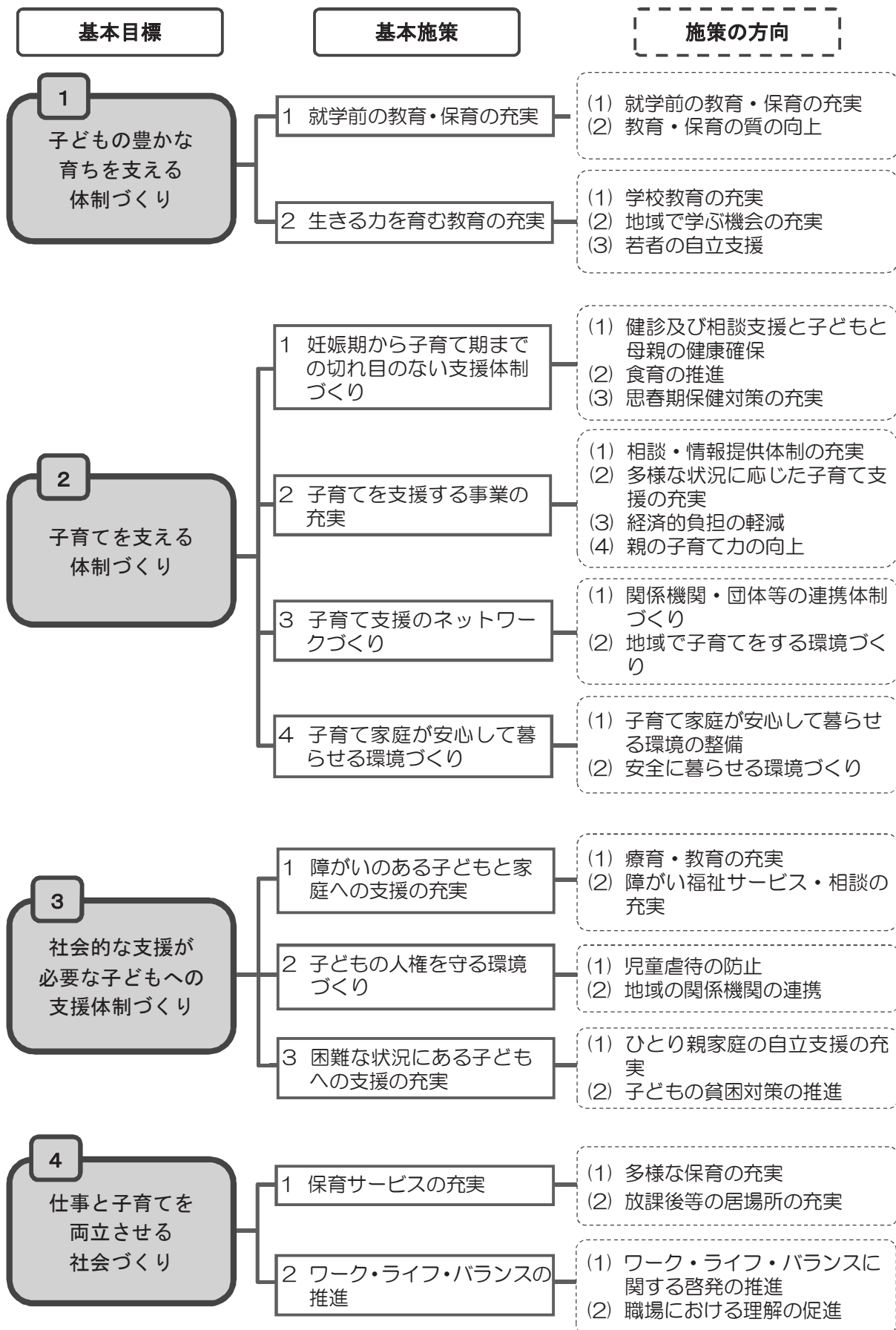
障がい、疾病、虐待、貧困などにより支援が必要な子どもが、地域で安心して生活し、健やかに成長できるよう、保育サービスや相談、情報提供、経済的支援などの充実を図ります。

#### 基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

働きながら子育てをする家庭が仕事と子育てを両立できるよう、多様な保育サービスの提供体制の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの重要性や働き方の見直しについて啓発するとともに、子育て家庭に配慮した職場環境づくりに向けた事業所への働きかけを行います。

## 4 計画の体系



## 第5章

## 計画の取り組み



## 第5章 計画の取り組み

### 基本目標1 子どもの豊かな育ちを支える体制づくり

#### 基本施策1-1 就学前の教育・保育の充実

##### (1) 就学前の教育・保育の充実

高まる乳幼児期の教育・保育の需要に対応するため、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、体制を整備します。

項目	内容
教育・保育の提供体制の充実	子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充を図ります。
認定こども園の普及	幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園の普及に向けて取り組みます。
地域型保育事業の普及	少人数の単位で、0歳から2歳を対象とする地域型保育事業の普及に向けて取り組みます。実施した場合には、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所や認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設の連携支援の充実を図ります。
利用者支援事業の実施	子どもや、子どもの保護者が身近な場所で、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、利用できるような情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

##### (2) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、乳幼児期の教育の質の向上を図るため、保育士及び幼稚園教諭の資質のさらなる向上を図るとともに幼保小連携を推進します。

項目	内容
保育士・幼稚園教諭の研修の充実	社会の情勢や保護者のニーズが多様化している中、職員が質の高い知識を持ち、より専門性を高めるために、講義内容を検討し、研修の充実を図ります。
幼保小中連携会議の開催	子どもの就学前の教育及び保育と、小学校・中学校教育との相互理解を深めるため連携を密にし、ともに学び、育ち合う環境づくりについて協議を行います。
教育・保育の施設の充実	子どもの安全に努め、計画的な施設の整備を行います。

## 基本施策 1-2 生きる力を育む教育の充実

### (1) 学校教育の充実

変化の激しい社会の中で、子どもが将来の夢や目標を持ち、その達成に向けて行動し、自立することができるよう、確かな学力、豊かな心を身に付けさせるとともに、健康や体力を養い、社会的な自立の基礎を培います。

項目	内容
小学生・中学生の少人数支援事業の実施	小学生・中学生の1学級40人定数を35人定数とし、少人数指導による授業が受けられるよう支援します。 中学校では、数学科で少人数指導を実施し、個に応じたきめ細かい指導をしており、今後も継続できるよう努めます（県・国の事業）。
学校における地域交流推進事業の実施	学校において、地域の人材を活用し、農作物の育て方や地域の伝統文化についての授業や、地域住民を招いたイベントを開催するなど、地域交流を促進します。
キャリア・パスポートの作成・活用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	小・中学校、高等学校で、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返り蓄積することで、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする「キャリア・パスポート」を作成・活用します。
学校運営協議会委員の活用	学校運営に学校運営協議会委員の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
いじめ・不登校対策	スクールカウンセラーの活用により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応を図ります。
学習支援員の充実	小学校の低学年や特別支援学級において、学習や日常生活の支援、教室移動や校外学習の補助などを行います。学級担任と連携を取りながら、児童一人ひとりが安心して充実した学校生活を送れるように、支援の充実に努めます。

### (2) 地域で学ぶ機会の充実

子どもが放課後や休日、夏休みなどの長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる場所や様々な体験活動を行うことができる機会の充実を図ります。

項目	内容
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	放課後に保護者等が就業などにより、留守家庭となる小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 高学年の利用ニーズも考慮し、空き教室の活用や放課後子ども教室との連携により計画的に拡充していきます。

項目	内容
放課後子ども教室推進事業 拡充	学校の余裕教室や校庭などを利用し、地域の協力を得て、放課後などにおける子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保します。
田布施中学校放課後学習教室	町内の教員OBが、田布施中学校の生徒を対象に、数学を中心とした学習教室を開催し学力の向上に取り組みます。
地域連携教育の推進	地域、学校及び学校運営協議会が一体となったコミュニティスクールを核として、地域とともに児童生徒の健全育成と、子どもたちの地域活動への積極的な参画を進めます。
スポーツ教室の開催	心身ともに健康な体づくりを目的としたスポーツ教室を開催します。
スポーツ少年団活動の支援	心身ともに健康な体づくりを目的としたスポーツ少年団活動を支援します。
子育て輪づくり運動の推進	育児サークルなど、親子が集う場を設け、遊びを通じた仲間づくりや情報交換などにより、安心して妊娠・出産・育児のできる環境づくりに努めます。
子どもの体験活動事業の実施	すべての子どもを対象として、地域の文化や歴史、自然を体験し、学ぶ活動を中心とした子ども向け事業を展開します。
公園・緑地の整備	人々の身近な憩いと安らぎの場として、また子どもたちの活動の場として公園等の整備を進めます。
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行います。
青少年健全育成の支援	青少年の犯罪防止を目的として、補導委員が中心となって毎週地域を巡回するとともに、夏休みなどの長期休暇中は学校などとともに定期的に行います。 また、防犯パトロール隊も随時パトロールを実施します。

### (3) 若者の自立支援

若者が、田布施町で暮らし、子どもを産み育てることができるよう、将来の職業を自らの意思と責任で選択することができる環境づくりなど、自立を支援する取り組みを推進します。

項目	内容
キャリア教育の推進	子どもが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、発達段階に応じて継続的な指導を行います。 また、家庭・地域・産業界などと連携を図り、キャリア教育を推進します。



## 基本目標2 子育てを支える体制づくり

### 基本施策2-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

#### (1) 健診及び相談支援と子どもと母親の健康確保

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実を図るとともに、子どもの健康づくり支援を行います。

また、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

項目	内容
子育て世代包括支援センター（2525たぶせ）の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口として、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児等の情報把握に努めるとともに適切な支援を行います。
妊婦一般健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査について、14回分の妊婦健康診査費用を助成します。 妊婦歯科健康診査費用を助成します。
パパママセミナーの実施	妊娠中の育児不安の軽減を図るとともに、パートナーが育児に参加しやすいように指導を行います。
産前・産後サポート事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	妊娠・出産後の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、家事や育児の支援を行うヘルパーを自宅に派遣し、安心して育児や日常生活を営めるようにサポートをします。
産後ケア事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	産後の母子に対して宿泊や日帰りで心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。
1か月児、3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施	生後1か月児・3か月児・7か月児を対象とした医療機関における健康診査の無料受診券を交付し、乳児の健康発達を支援します。1歳6か月児・3歳児健康診査を集団で実施し、幼児の健康発達を支援します。
育児相談の実施	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や育児相談、栄養相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業の実施	出生した乳児に対して、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や、様々な行政サービスを紹介し、育児不安の軽減を図ります。
養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、家事などの援助、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待などを未然に防止します。
母子保健推進協議会の運営	子育て経験者が、乳幼児を持つ家庭を訪問し、子育てなどの相談や助言の実施、また子育て輪づくり運動の開催、各行事への協力など子育て中の親と子どもを支援します。



項目	内容
予防接種の実施	「予防接種法」に基づき、乳幼児・小中学生に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図ります。
小児医療体制の充実	医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。 また、新生児期から小児科のかかりつけ医を持ち、子どもの健康管理を行うよう、あらゆる機会を通じて助言します。
フッ素洗口の実施	小学生を対象にフッ素洗口を行い、むし歯予防を推進します。
事故防止等啓発の推進	発達段階に合わせた事故防止情報、チャイルドシートの正しい着用、救急法などの指導を育児学級や子育て輪づくり運動の中で実施し、事故防止の啓発を行います。 保健センター開放日の中で、救急法について講話と実技指導を行います。 小児救急医療の啓発や情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。

## (2) 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

項目	内容
離乳食教室の開催	生後6～7か月児の保護者を対象として、離乳食の進め方についての指導をし、乳児の発育に対する支援を行います。
教育委員会による食育の推進	学校、子ども会、食生活改善推進員の連携のもと、小学生や中学生などを対象とし、適切な食習慣の自立形成に向けた講義及び調理実習を開催します（母と子の料理教室、親子料理教室）。
保育所や学校の給食による食育の推進	乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが大切です。保育所や学校での給食を提供することにより、よりよい食生活習慣の形成を図るため、給食を通して食育を推進します。 特に学校では、地産地消、米飯給食を推進します。

### (3) 思春期保健対策の充実

性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取り組みを推進します。

項目	内容
性に関する健全な意識の啓発	町内小・中学校と連携を図り、性と健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、生命の尊さや家族の大切さ、将来の妊娠・出産・育児など親の役割についての意識を醸成します。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発	関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物に関して、心身の機能への影響などについて正しい知識の普及を図ります。 また、未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するための地域の環境づくりを推進します。

## 基本施策 2-2 子育てを支援する事業の充実

### (1) 相談・情報提供体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

項目	内容
地域子育て支援センターの充実	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
育児相談の実施（再掲）	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や育児相談、栄養相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。
子育てに関する情報提供	子育て家庭のニーズを把握し、子育てに関する町のサービスや施設、地域の活動を集約した情報を提供します。
インターネットによる情報提供の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	パソコンやスマートフォン等を活用して子育てに関する情報を提供します。また、令和2年度から子育てアプリを配信する予定です。

(2) 多様な状況に応じた子育て支援の充実

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった際に子どもを安心して預けられるよう、保育サービスの充実を図ります。

項目	内容
一時預かり事業（一般型）の実施	保育所において、保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に保育を行います。
幼稚園の預かり保育事業及び一時預かり事業（幼稚園型）の実施	幼稚園において、在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を行います。
ファミリー・サポート・センター事業の実施（やないファミリー・サポート・センター）	育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、急な仕事や冠婚葬祭などによる変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。
子育て短期支援事業の実施（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が病気などのため、児童の養育が一時的に困難となったときなどに、児童養護施設などで一定期間児童を預かります。
病児・病後児保育の実施	子どもが病気などのため、集団保育または家庭での保育が困難な場合で、かつ保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に専用施設で一時的に保育を行います。
延長保育事業の実施	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行います。

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後の国・県の動向を踏まえ、幼児期の教育・保育を無償化するとともに、教育費や養育に要する費用、医療費の助成や、各種制度の周知を図ります。

項目	内容
児童手当の支給	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に手当を支給します。
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	幼児教育・保育の無償化にあたっては、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて県と連携を図ります。
子ども医療費の助成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	令和2年8月から乳幼児（未就学）医療についての所得制限を撤廃し、小学校終了前の子どもの医療費の一部を助成することで、子どもの保健向上と児童福祉の増進を図ります。

項目	内容
就学援助事業	就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学費の一部を援助します。
特別支援教育就学奨励費補助事業	児童及び生徒が特別支援学級で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、補助をします。
子育て住まいる支援事業 拡充	町内に住宅を新築・中古購入した人で、中学生以下の子を扶養している人に、条件に応じて地元で使える商品券を交付します。
多子世帯保育料等補助事業 拡充	多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、世帯における第3子以降にかかる保育料の一部及び副食費を助成します。

#### (4) 親の子育て力の向上

子育てをする親が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てに関わる学習機会の充実を図ります。

項目	内容
家庭教育に関する講座の実施	就学児健診などの機会を活用して、子育てやしつけなどについて、保護者が学習する場としての講座を開催します。
パパママセミナーの実施	妊娠中の母親とパートナーに対する育児支援を目的として両親学級（パパママセミナー）を実施し、育児不安の軽減を図ります。

### 基本施策2-3 子育て支援のネットワークづくり

#### (1) 関係機関・団体等の連携体制づくり

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

項目	内容
地域の関係機関等との連携の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援団体、自治会などの地域の関係機関との連携を図り、情報を共有することにより地域における子育て支援を推進するとともに、地域が一体となった子育て支援への意識の醸成を図ります。
幼保小中連携会議の開催	年3回、幼保小中連携会議を開催し、幼稚園、保育所、小学校、中学校、保健センター等が子どもに関する情報交換を行っています。

## (2) 地域で子育てをする環境づくり

子どもや子育て家庭にやさしい地域を目指すため、地域で子育てを支援する機会をつくとともに、子育て支援を担う人材の育成を行います。

項目	内容
子育て輪づくり運動の推進（再掲）	育児サークルなど、親子が集う場を設け、遊びを通じた仲間づくりや情報交換などにより、安心して妊娠・出産・育児のできる環境づくりに努めます。
子育てサークルの育成及び活動支援	各種子育て講座などを活用して子育てサークルの育成を図り、地域での子育てを支える環境づくりを進めます。
保育所地域活動事業の実施	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を活用し、地域住民のための世代間交流や異年齢児交流などの事業を行います。

## 基本施策2-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境づくり

## (1) 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

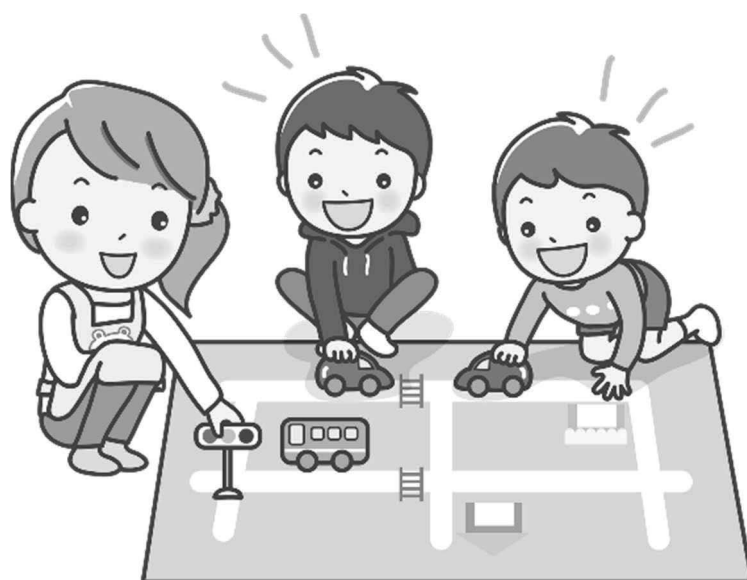
子どもや子育て家庭が、地域で安心して外出でき、様々な活動に参加できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

項目	内容
快適な道づくりの推進	子どもや子育て中の親等が安心して通行できる歩道のバリアフリー化を図ります。
公共施設的环境整備	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナーなどの設置や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。
交通安全意識の普及	子どもたちが安心して遊び、学ぶため、交通安全意識の高揚を図ります。
町営住宅の整備 拡充	子育て家庭に配慮した設計の住宅及びキッズルームを建設し、安心・快適に暮らせる環境づくりに努めます。

## (2) 安全に暮らせる環境づくり

子どもを交通事故や犯罪などから守るため、家庭や地域の意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための知識の周知を図ります。

項目	内容
交通安全教室の開催	保育所・幼稚園・認定子ども園・小学校・中学校などにおいて、交通安全教室を開催します。
事故防止等啓発の推進 (再掲)	発達段階に合わせた事故防止情報、チャイルドシートの正しい着用、救急法などの指導を育児相談や子育て輪づくり運動の中で実施し、事故防止の啓発を行います。 保健センター開放日の中で、救急法について講話と実技指導を行います。 小児救急医療の啓発や情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。
子ども110番の指定	子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番」の指定を行います。
子どもの安全を守るための活動の展開	学校、地域、民間団体などで組織する生徒指導連携推進委員会(サポート会議)が、子どもの登下校を見守る運動や夜間の巡回指導など、子どもの安全を守るための活動を実施します。
防犯灯設置事業に係る助成	自治会などが防犯灯設置(修理)事業を行う場合、その経費について助成を行います。
防災教育の充実	「田布施町地域防災計画」に基づき、災害時の緊急対策を行うとともに、住民の避難活動が円滑に行われるよう、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を行います。





## 基本目標3 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

### 基本施策3-1 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

#### (1) 療育・教育の充実

障がいのある子どもの社会的な自立を促進するため、一人ひとりの年齢や障がい等の程度などに応じた教育・保育、専門的な療育を提供します。

項目	内容
障害保育事業の実施 拡充	保育所において障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、処遇改善を図ります。
教育支援体制の充実 拡充	早期から就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な支援を行います。
保護者対象の研修や情報交換の場の充実	保護者を対象とした研修や情報交換の場を設定し、障がいのある子どもに対する理解と保護者との連携を図ります。
就学前相談会	年長児を対象にした就学前相談会で、5歳児相談会参加者で就学相談の必要な家庭に対し、案内を行っています。
総合療育システムの活用	発達の遅れや障がいのある児童を地域で支え、障がいの予防・軽減、保護者の不安解消等を図るため、心身障がい乳幼児の早期発見、早期療育を目的とした総合療育システムを活用し、療育体制の充実を図ります。

#### (2) 障がい福祉サービス・相談の充実

障がいのある子どもなどに対する相談、指導、生活支援の充実を図り、介護者の負担軽減などに努めます。

項目	内容
障がい福祉サービスの充実	障がい児一人ひとりのニーズに応じ、日中一時支援事業、移動支援事業、居宅介護など多様なサービスが柔軟かつ複合的に利用できるよう、サービスの量及び質の確保を図ります。
障がい児通所支援の充実	心身等の発達に不安のある児童（18歳未満）に対し、早期から適切な療育が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの事業を実施します。
相談支援事業の実施	障がい児や家族からの各種相談に専門的に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービス利用援助などの必要な支援を行います。
巡回支援専門員の巡回 新規	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等への巡回等を実施し、施設職員や保護者に対し障がいの早期発見・対応のための助言等の支援を行います。

項目	内容
特別児童扶養手当の支給	中・重度の身体、知的又は精神障がいをもつ児童（20歳未満）を家庭で養育している者に対して手当を支給します。
障害児福祉手当（県）の支給	重度の身体、知的又は精神障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある児童（20歳未満）に対して支給します。
障がい者団体等の育成・支援	同じ悩みを抱える人同士の組織化は、孤立化を防ぎ主体性を育むことから、障がいのある方及び家族会の組織の充実を図るとともに、その活動を支援します。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び療育支援体制の整備	医療的ケア児支援に係る関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、療育支援の体制整備に努めます。

### 基本施策 3-2 子どもの人権を守る環境づくり

#### (1) 児童虐待の防止

様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進します。

項目	内容
虐待の早期発見と予防の推進	育児相談、健康診査、訪問指導などあらゆる機会をとらえて乳幼児・児童虐待の早期発見を図るとともに関係機関と連携して予防に努めます。
子ども家庭総合支援拠点の整備 <b>新規</b>	児童虐待防止対策の強化を図るため、身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。
乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲）	出生した乳児に対して、発育発達の確認と出産後の母親の健康支援や、様々な行政サービスを紹介し、育児不安の軽減を図ります。
養育支援訪問事業の実施（再掲）	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、家事などの援助、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待などを未然に防止します。



(2) 地域の関係機関の連携

地域の関係機関と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。

項目	内容
要保護児童対策地域協議会の運営 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	教育・保健・福祉などの関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。 連絡協議会を通じて、関係機関で相互に情報の共有を図り、連携した取り組みにより、児童虐待防止に努めます。

基本施策3-3 困難な状況にある子どもへの支援の充実

(1) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の就労支援や相談など、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

項目	内容
就労支援の充実	自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談など、ひとり親家庭の就労を支援します。
自立を促進するための相談の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、支援対象の家庭事情に応じた指導や相談を行います。

(2) 子どもの貧困対策の推進

貧困による格差の広がりから、子どもの教育や進学を狭めたり、貧困が連鎖することがないように、貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの教育支援などの取り組みを推進します。

項目	内容
児童扶養手当支給事業の実施	母子・父子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、18歳の年度末までの児童に対して手当を支給します。 また、特別児童扶養手当を受給している場合は20歳未満まで支給します。
ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭等に対し、受けた医療費の本人負担金について助成します。
就労支援の充実（再掲）	自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談など、貧困家庭の就労を支援します。
自立を促進するための相談の充実（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、支援対象の家庭事情に応じた指導や相談を行います。

項目	内容
就学援助事業（再掲）	子どもの家庭状況を把握するとともに、支援が必要な家庭に対しては、就学支援として学習用品などの購入経費の支援を行います。
学習の支援	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、居場所の提供及び進路相談等を行います。
連携体制の強化	課題や問題点を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるため、福祉、教育委員会及び学校等との連携に努めます。



## 基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

### 基本施策4-1 保育サービスの充実

#### (1) 多様な保育の充実

就学前の保育を安定して提供するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業など、多様な保育サービスの充実を図ります。

項目	内容
保育の提供体制の充実 拡充	就学前児童の保育ニーズを的確に把握し、保育所、認定こども園の拡充を図ります。
病児・病後児保育の実施 (再掲)	子どもが病気などのため、集団保育または家庭での保育が困難な場合で、かつ保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に専用施設で一時的に保育を行います。
延長保育事業の実施 (再掲)	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行います。
ファミリー・サポート・センター事業の実施 (やないファミリー・サポート・センター) (再掲)	育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、急な仕事や冠婚葬祭などによる変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。
子育て短期支援事業の実施 (ショートステイ・トワイライトステイ) (再掲)	保護者が病気などのため、児童の養育が一時的に困難となったときなどに、児童養護施設などで一定期間児童を預かります。
一時預かり事業(一般型) の実施(再掲)	保育所において、保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に保育を行います。
幼稚園の預かり保育事業 及び一時預かり事業(幼稚園) の実施(再掲)	幼稚園において、在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を行います。

## (2) 放課後等の居場所の充実

児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、放課後子ども教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

項目	内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業) (再掲)	放課後に保護者等が就業などにより、留守家庭となる小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 高学年の利用ニーズも考慮し、空き教室の活用や放課後子供教室との連携により計画的に拡充していきます。
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	学校の余裕教室や校庭などを利用し、地域の協力を得て、放課後などにおける子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保します。

## 基本施策 4-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

項目	内容
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	国・県との連携のもと、男女ともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての理解を促進するとともに、働き方の見直しについての啓発を行います。
家庭における男女共同参画の推進	家庭において、父親、母親がともに子育てや家事の責任を担うよう「田布施町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する啓発や、父親が育児に関わりやすい環境づくりを進めます。

## (2) 職場における理解の促進

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取り組み、職場意識の醸成を促します。

また、出産・子育てのために離職した保護者への就労支援を推進します。

項目	内容
継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ	男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、企業に対して子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように働きかけます。
多様な働き方についての普及啓発	男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業などに対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務など、多様な働き方について普及啓発に努めます。
子育て支援に積極的な企業の紹介	県が実施する「子育て応援企業」をホームページや様々な事業において紹介します。





## 第6章

## 量の見込みと確保方策





## 第6章 量の見込みと確保方策

### 1 提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度における「施設型給付」及び「地域型保育給付」に基づいた、保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育など、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

【表】認定区分

支給認定区分	年齢	利用できる時間	利用できる施設
1号認定	3～5歳	1日4時間を標準として園則などにより各施設で定める教育課程に係る時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	就労が120時間/月以上 ⇒1日最大11時間の中で必要となる保育時間 (保育標準時間)	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳	就労が48時間/月以上120時間/月未満 ⇒1日最大8時間の中で必要となる保育時間 (保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育等

現 状 平成31年3月31日現在

区 分		施設数	利用者数
保育所	0～2歳	4か所 (公立1園は1・2歳)	132人
	3～5歳	4か所	208人
	計	4か所	340人
幼稚園	3歳～5歳	2か所	157人

## 確保方策

- 今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。
- 3号認定の保育を拡充します。

【表】量の見込みと確保の内容／認定区分別

単位：人

		1号 (3～5歳教育)	2号 (3～5歳保育)	3号 (0歳保育)	3号 (1・2歳保育)
令和2年度	① 量の見込み	122	181	28	80
	② 確保の内容	180	204	28	108
	教育・保育施設*	180	204	28	108
	地域型保育	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
達成状況(②-①)		58	23	0	28
令和3年度	① 量の見込み	109	171	31	83
	② 確保の内容	180	204	31	105
	教育・保育施設	180	204	31	105
	地域型保育	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
達成状況(②-①)		71	33	0	22
令和4年度	① 量の見込み	107	175	31	84
	② 確保の内容	180	204	31	105
	教育・保育施設	180	204	31	105
	地域型保育	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
達成状況(②-①)		73	29	0	21
令和5年度	① 量の見込み	96	164	30	85
	② 確保の内容	180	204	30	106
	教育・保育施設	180	204	30	106
	地域型保育	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
達成状況(②-①)		84	40	0	21
令和6年度	① 量の見込み	94	170	31	86
	② 確保の内容	180	204	31	105
	教育・保育施設	180	204	31	105
	地域型保育	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
達成状況(②-①)		86	34	0	19

\* 教育・保育施設：保育所・幼稚園・認定こども園

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

#### (1) 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

##### 現 状

- 平成30年度までは利用者支援事業（基本型）として、町民福祉課児童係で学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の情報提供を行ってきました。

##### 確保方策

- 子育て世代包括支援センター「<sup>ほこほこ</sup>2525たぶせ」で実施します。

【表】利用者支援事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
達成状況(②-①)	箇所数	0	0	0	0	0

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

##### 現 状

平成30年度		
区 分	箇所数	延利用者数
地域子育て支援拠点	1か所	111人/月

##### 確保方策

- 既存の施設1か所において実施します。

【表】地域子育て支援拠点事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用児童数/年	2,316	2,220	2,076	1,908	1,812
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	延利用児童数/年	2,316	2,220	2,076	1,908	1,812
達成状況(②-①)	延利用児童数/年	0	0	0	0	0

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理と元気な赤ちゃんを出産するため必要な検査、計測、保健指導等の適切な定期健診を医療機関において実施します。

#### 現 状

平成 30 年度	
区 分	延回数
妊婦健康診査	963 回

#### 確保方策

- すべての妊婦に対し実施します。

【表】妊婦健康診査の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延受診回数/年	867	843	831	807	782
②確保の内容	延受診回数/年	867	843	831	807	782
達成状況(②-①)	延受診回数/年	0	0	0	0	0

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

#### 現 状

平成 30 年度	
区 分	訪問児数
乳児家庭全戸訪問	84 人

#### 確保方策

- 生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。

【表】乳児家庭全戸訪問事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延訪問件数/年	72	70	69	67	65
②確保の内容	延訪問件数/年	72	70	69	67	65
	訪問率(%)	100	100	100	100	100
達成状況(②-①)	延訪問件数/年	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

現 状

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
	延訪問件数	
養育支援訪問事業	67 件	0 件

確保方策

- 養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士、ヘルパーなどを派遣し、実施します。

【表】養育支援訪問事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延訪問件数/年	63	61	60	57	57
②確保の内容	延訪問件数/年	63	61	60	57	57
達成状況(②-①)	延訪問件数/年	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

現 状

平成 30 年度	
区 分	訪問児数
子育て短期支援	0 人

平成 30 年度		
区 分	箇所数	延利用者・件数
子育て短期支援事業	0 か所	0 人

確保方策

- 利用希望に応じて近隣の児童養護施設などと委託契約を締結し、対応します。近年利用者がいないため、事業の周知を図ります。

【表】子育て短期支援事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用者数/年	34	34	34	34	34
②確保の内容	延利用者数/年	34	34	34	34	34
	箇所数	1	1	1	1	1
達成状況(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員となり互いに助け合う相互援助活動です。

### 現 状

- 柳井圏域で共同設置している「やないファミリー・サポート・センター」のサービスを利用する体制としています。

平成 30 年度		
区 分	箇所数	延利用者数
子育て援助活動支援事業	1 か所	327 人

### 確保方策

- 柳井圏域で共同設置している「やないファミリー・サポート・センター」を利用する体制で実施します。

【表】子育て援助活動支援事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用者数/年	375	300	300	300	300
②確保の内容	延利用者数/年	375	300	300	300	300
達成状況(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### ① 一時預かり事業（一般型）

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに、非在園児を対象として、保育所で一時的に保育を行います。

### 現 状

平成 30 年度		
区 分	箇所数	延利用者・件数
一時預かり事業(一般型)	4 か所	30 人

### 確保方策

- 今後も既存の施設での実施により確保します。

【表】一時預かり事業（一般型）の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用者数/年	128	128	128	128	128
②確保の内容	延利用者数/年	128	128	128	128	128
達成状況(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園在園児の教育標準時間を超えた時間の保育を行います。

現 状

平成 30 年度	
区 分	箇所数
一時預かり事業(幼稚園型)	2 か所

確保方策

- 今後も既存の施設での実施により確保します。

【表】一時預かり事業（幼稚園型）の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号の一時預かり延利用者数/年	225	195	185	165	155
	2号の日常的な預かり延利用者数/年	2,619	2,619	2,619	2,419	2,419
	計	2,844	2,814	2,804	2,584	2,574
②確保の内容	延利用者数/年	2,844	2,814	2,804	2,584	2,574
	箇所数	2	2	2	2	2
達成状況 (②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態に伴い、保育所において通常の保育時間を超えて、保育を行います。

現 状

平成 30 年度	
区 分	平均対象児童数
延長保育	22 人

確保方策

- 今後も既存の施設での実施により確保します。

【表】延長保育事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用人数	54	54	55	53	55
②確保の内容	利用人数	54	54	55	53	55
達成状況(②-①)	利用人数	0	0	0	0	0

## (10) 病児保育事業

病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

### 現 状

- 本町内には実施事業所はありませんが、近隣の実施事業所のある市町と契約を締結することにより利用可能な環境を整えています。

平成 30 年度		
区 分	延利用者数	
	田布施町、柳井市、平生町の共同事業病後児保育所	それ以外の施設
病児保育	9 人	35 人

### 確保方策

- 今後も、近隣市町のサービスと連携を図り実施します。

【表】病児保育事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	延利用者数/年	87	87	87	87	87
	延利用者数/年	87	87	87	87	87
②確保の内容	箇所数	3	3	3	3	3
	達成状況(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

現 状

令和元年5月1日時点		
区 分	箇所数	実利用者数
放課後児童健全育成事業	4か所(7クラブ)	175人

確保方策

- 既存のクラブにおいて、6年生までの児童を対象として実施します。
- 放課後子ども教室との連携や空き教室の活用等により計画的に充実を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体化・連携、小学校の余裕教室等の活用等について、福祉部局と教育委員会が連携を図り、田布施町放課後子どもプラン運営委員会等において検討を行います。
- 放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を図るとともに、指導員の専門性の向上を図ります。
- 利用ニーズに応じて機能の充実を図るとともに、支援員の研修を行うなど、質の向上を図ります。
- 放課後児童クラブの育成支援について町民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。

【表】放課後児童健全育成事業の見込み量と確保の内容

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	利用 人数	1年生	48	58	47	57	44
		2年生	65	57	70	58	70
		3年生	45	47	42	49	43
		4年生	30	30	31	29	33
		5年生	27	25	26	27	25
		6年生	2	2	2	2	2
		計	217	219	218	222	217
②確保の内容	利用人数	280	280	280	280	280	
達成状況(②-①)	利用人数	63	61	62	58	63	

【表】一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標

区 分	令和5年度
箇所数	4か所

【表】放課後子ども教室の目標

区 分	令和5年度
箇所数	9か所

※一体型を含む



## 第7章

## 計画の推進



## 第7章 計画の推進

### 1 地域との協働体制の構築

子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

### 2 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

### 3 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

このため、「田布施町子ども・子育て会議」において、計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。





資料





## 資料

## 1 田布施町子ども・子育て会議条例

平成31年3月27日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、田布施町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に関し、町長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 公募により選出した町民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2 田布施町子ども・子育て会議委員名簿

平成31年4月1日現在

No	選出区分	所属区分	所 属	役 職	氏 名
1	保育園 関係者	私立保育園	社会福祉法人 放光会	理事長	出井 真治
2	保育園 関係者	公立保育園	城南保育園	園長	福田 美佐子
3	幼稚園 関係者	私立幼稚園	田布施幼稚園	園長	桑原 真弓
4	学校 関係者	小学校長会代表	麻郷小学校	校長	西川 孝文
5	子どもの 保護者	就学後保護者 (小学PTA代表)	麻郷小学校 PTA	会長	大塚 太一
6	児童委員	主任児童委員	田布施町 児童委員	代表	小島 富江
7	母子保健 推進委員	母子保健推進 協議会会長	母子保健 推進協議会	会長	川上 眞美枝
8	子ども会育成 連絡協議会代表	子ども会育成 連絡協議会会長	子ども会育成 連絡協議会	会長	竹谷 和彦
9	子育て支援 事業関係者	地域子育て 支援拠点	子育て支援 センターおんとも	代表	吉木 美幸
10	行政機関	健康保険課	保健センター	保健師	西本 恵子
11	行政機関	学校教育課	学校教育課	課長	長合 保典
12	行政機関	社会教育課	社会教育課	課長	増原 慎一
13	行政機関	町民福祉課	町民福祉課	課長	坂本 哲夫

### 3 子ども・子育て支援法(抜粋)

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十五号)

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

##### (令元法七・一部改正)

##### (市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

##### (事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

##### (国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## (定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。)、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの



- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
  - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
  - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
- 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### (基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平二八法二二・令元法七・一部改正)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(平二九法五二・令元法七・一部改正)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(平二九法五二・平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。



2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
  - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 令和2年3月

発行 田布施町

編集 田布施町 町民福祉課

〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

TEL:0820-52-5810 FAX:0820-52-5967





